

令和5年第2回久万高原町議会定例会

令和5年3月 8日

○議事日程

令和5年3月 8日午前9時30分開議

- 日程第1 報告第 2号 工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について
- 日程第2 議案第 6号 令和4年度久万高原町一般会計補正予算（専決第6号）の専決処分について
- 日程第3 発議第 1号 久万高原町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第 7号 久万高原町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第5 議案第 8号 久万高原町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第6 議案第 9号 久万高原町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第10号 久万高原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び久万高原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第11号 久万高原町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第12号 久万高原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第13号 久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第14号 久万高原町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第15号 久万高原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第16号 久万高原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第17号 久万高原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する

- る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第18号 久万高原町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第19号 久万高原町千本高原キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第20号 久万高原町老人憩の家条例等を廃止する条例の制定について
- 日程第18 議案第21号 令和4年度久万高原町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第19 議案第22号 令和4年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第23号 令和4年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第24号 令和4年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第25号 令和4年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第26号 令和4年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第27号 令和4年度久万高原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第28号 令和4年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第29号 令和4年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第30号 令和5年度久万高原町一般会計予算
- 日程第28 議案第31号 令和5年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第29 議案第32号 令和5年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予算
- 日程第30 議案第33号 令和5年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予算

- 日程第31 議案第34号 令和5年度久万高原町介護保険事業特別会計予算
- 日程第32 議案第35号 令和5年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算
- 日程第33 議案第36号 令和5年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算
- 日程第34 議案第37号 令和5年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計予算
- 日程第35 議案第38号 令和5年度久万高原町立病院事業会計予算
- 日程第36 議案第39号 令和5年度久万高原町立老人保健施設事業会計予算
- 日程第37 議案第40号 令和5年度久万高原町簡易水道事業会計予算
- 日程第38 議案第41号 令和5年度久万高原町下水道事業会計予算
- 日程第39 議案第42号 訴えの提起について
- 日程第40 議案第43号 財産の無償貸し付けについて
- 日程第41 議案第44号 財産の無償貸し付けについて
- 日程第42 議案第45号 久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第46号 久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」地域情報提供室・体験展示研修室の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第47号 久万高原町千本高原キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第48号 久万高原町溪泉亭の指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第49号 面河溪自然環境保全活用交流拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第50号 町営土地改良事業の施行について
- 日程第48 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（13名）

- |    |      |    |      |
|----|------|----|------|
| 1番 | 阪本雅彦 | 2番 | 玉井春鬼 |
| 3番 | 光田優  | 4番 | 瀧野志  |
| 5番 | 田村昭子 | 6番 | 熊代祐己 |

7番 高橋 誠  
9番 岡部 史夫  
11番 大野 良子  
13番 高橋 末廣

8番 森 博  
10番 大原 貴明  
12番 西山 清一

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町 長	河野 忠康	副 町 長	佐藤 理昭
教 育 長	小野 敏信	総 務 課 長	木下 勝也
住 民 課 長	沖中 敬史	保 健 福 祉 課 長	西森 建次
環 境 整 備 課 長	辻本 元一	ふ る さ と 創 生 課 長	西村 哲也
建 設 課 長	猪上 浩明	林 業 戦 略 課 長	小野 哲也
ま ち づ くり 営 業 課	高木 勉	農 業 戦 略 課 長	菅 和幸
会 計 管 理 者	釣井 好春	病 院 事 業 等 統 括 事 務 長	渡部 定明
教 育 委 員 会 事 務 局 長	中川 茂俊	消 防 本 部 消 防 長	大野 秋義
代 表 監 査 委 員	菅 洋志		

○議会事務局

事 務 局 長 篠崎 慶太

事務局 (朝 礼)

議 長 本日の出席議員は13名です。  
定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(午前9時30分)

議 長 河野町長から、3月7日の会議における大野良子議員の一般質問に対する答弁を訂正したいとの申入れがありましたので、会議規則第64条の規定を準用し、これを許可いたします。

(河野町長を指名)

町 長 昨日の一般質問、大野良子議員から、学校給食の無償化についての御質問がございました。その折に、私からの答弁で、現在、町内にございます2カ所の給食センターの年間運営費、合わせて1億円。その内訳ですけれども、保護者からいただく給食費が年間2,000万、そして残りの8,000万、町が負担と申し上げたのですが、誤りがございまして、年間運営費は変わりませんが、保護者からいただいている給食費は、年間2,000万ではなくて3,000万でございました。

したがって、残りの7,000万円が、町の負担分でございます。

以上、訂正をお願いしたいと思います。

間違った答弁がございましたこと、おわびを申し上げ、訂正をさせていただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

議 長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1、報告第2号「工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について」を議題とします。

専決処分の報告を求めます。

(猪上建設課長を指名)

猪上課長 議案に基づき報告

議 長 報告が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
以上で報告第2号を終わります。

議 長 日程第2、議案第6号「令和4年度久万高原町一般会計補正予算（専決第6号）の専決処分について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。

議案第6号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第6号「令和4年度久万高原町一般会計補正予算（専決第6号）の専決処分について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第3、発議第1号「久万高原町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題といたします。  
趣旨説明を求めます。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 発議の趣旨説明

議長 趣旨説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

大原議員、お引取りください。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
発議第1号は、提出者提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、発議第1号「久万高原町議会の個人情報保護に関する条例の制定について」は、提出者提案のとおり可決しました。

議長 日程第4、議案第7号「久万高原町個人情報保護法施行条例の制定について」  
を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方、ございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
議案第7号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第7号「久万高原町個人情報保護法施行条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議 長 日程第5、議案第8号「久万高原町個人情報保護審査会条例の制定について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方、ございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
議案第8号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第8号「久万高原町個人情報保護審査会条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議 長 日程第6、議案第9号「久万高原町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方、ございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
議案第9号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第9号「久万高原町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 日程第7、議案第10号「久万高原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び久万高原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方、ございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
議案第10号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第10号「久万高原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び久万高原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 日程第8、議案第11号「久万高原町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(菅農業戦略課長を指名)

菅 課長

議案に基づき説明

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

今回、農業委員の報酬改正という提案でございます。この報酬に関する条例として、常勤のものの給与及び旅費に関する条例、また久万高原町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例。あと、特別職報酬等審議会条例、こういったものが存在しております。

今回、久万高原町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例において、非常勤の報酬等を支給する。その内容として、50余りの対象委員会が明記をされております。

関係委員の報酬改定については、今回、審議会に諮問せずに、町長の判断で改正案を決定しているのかについて、伺いたいと思います。

併せて、改正案を議会に上程するまでの判断規準等についても、お伺いをしたいと思います。

総務課のほうでお願いします。

議 長

(木下総務課長を指名)

木下課長

岡部議員の質疑にお答えいたします。

先ほどの質問につきましては、町長の諮問に応じて、報酬等の額について、審議会の意見を聞くことといたしておりますのは、特別職報酬等審議会条例に基づきまして、議員の報酬、それから町長、副町長、教育長の給料の額となっております。

その他の特別職の報酬につきましては、この審議会の対象になっておりませんが、それぞれ社会情勢の変化などによりまして、現状の報酬改正が明

らかに必要と判断される場合について、関係者の意見を聞くなど、それぞれ個別具体的に精査、検討いたしまして、議会へも相談、説明をさせていただいた上で、条例改正を提案させていただくということにしております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 御存じのように、町内では、行政と関係する、例えば民生委員をはじめとした多くの委員等において、成り手の不足が問題となっております。

報酬を上げれば、成り手不足が全て解消されるというものではございませんけれども、少なからず、今、総務課長が申されたように、社会経済情勢の動向を踏まえながら、関係委員が活動しやすい環境や、報酬についての検討を、3年から5年単位で実施すべきと考えますが、このことについて、検討すべきではありませんか。

副町長さんにお聞きします。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副町長 岡部議員の質疑にお答えをいたします。

人口減少が進んで非常勤特別職だけでなく、成り手不足というのは、深刻な問題でございます。様々な行政活動への影響も懸念をされておるところでございます。

非常勤特別職の報酬等条例については、地方自治法に規定する各種委員会などの報酬の額を包括的に定めているものですので、条例に規定する各種委員の報酬の額が、社会情勢に照らし、適正か否かを総括的に比較検討する場合は、これまで設けてはおりません。

各分野の委員が活動しやすい環境づくりを念頭に、それぞれの報酬の額が社会情勢に即し、公平公正なものであるか、検討する場の必要性については、検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 3年から5年で検討していきたいという、前向きの答弁をいただきました。  
改めてお聞きをしたいと思います。

他の市町では、首長は3年に1度、報酬改定の是非について検討及び審議会に諮問するとされているところもございます。

様々な場面における成り手不足解消の一步として、全ての報酬改定の是非を、3年から5年単位で行う方向で検討すべきではないでしょうか。

町長にお聞きしたいと思います。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 言われている、非常勤の崇高なお立場にあられる皆さんでございまして、町の健全な運営には、なくてはならない存在の方々ばかりでございまして、おっしゃられたように、本当に崇高な理念のもとで、御活躍をいただいているところでございます。昨今、なかなか成り手がいらっしゃらない。少しおられましたけれども、例えば民生児童委員あたりも、全てを完全に網羅できない、そんなところがあって、就任いただくのに時間を要したような例もございます。

今、お話があったとおり、3年の間には、見直しをというようなところもあるようでございますから、一度またそのあたりを全て目通しをさせていただいて、現状に即してない、現下の情勢を判断しながら、その必要があれば、また議会のほうに相談して、応分の対応を考えてまいりたいと思います。

議 長 よろしいですか。

そのほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

これより討論を行います。  
討論される方、ございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
議案第11号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第11号「久万高原町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 日程第9、議案第12号「久万高原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(菅農業戦略課長を指名)

菅 課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方、ございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
議案第12号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第12号「久万高原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議 長 日程第10、議案第13号「久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(沖中住民課長を指名)

沖中課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした  
いと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第13号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決  
定しました。

議 長 日程第11、議案第14号「久万高原町子ども・子育て会議条例の一部を改  
正する条例の制定について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方、ございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
議案第14号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第14号「久万高原町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 日程第12、議案第15号「久万高原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。  
討論される方、ございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
議案第15号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第15号「久万高原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 日程第13、議案第16号「久万高原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方、ございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
議案第16号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第16号「久万高原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 日程第14、議案第17号「久万高原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方、ございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
議案第17号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第17号「久万高原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 日程第15、議案第18号「久万高原町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(沖中住民課長を指名)

沖中課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方、ございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
議案第18号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第18号「久万高原町国民健康保険条例の一部を改正する  
条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議 長 日程第16、議案第19号「久万高原町千本高原キャンプ場の設置及び管理  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

(西村ふるさと創生課長を指名)

西村課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。  
  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方、ございませんか。  
  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
議案第19号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。  
  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第19号「久万高原町千本高原キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 日程第17、議案第20号「久万高原町老人憩の家条例等を廃止する条例の制定について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(西村ふるさと創生課長を指名)

西村課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(森 博議員を指名)

森 議員 これら廃止条例の制定によりまして、国民宿舎古岩屋荘及びふるさと旅行村は、町の所有施設ではありますが、町営施設、または公営の国民宿舎ということではなくなるということだと思えるんですけども、以前の条例を廃止することで、各施設の宿泊料とか入浴料、各施設の利用料金等の設定もなくなりますけれども、これらの料金設定は、新たな施設管理運営事業者が決定するという理解でよろしいでしょうか。

議長 (西村ふるさと創生課長を指名)

西村課長 森議員の質疑にお答えします。  
今回、国民宿舎古岩屋荘及びふるさと旅行村、家族旅行村を民間に無償で貸し付けるというため、今回の条例を3つ廃止するものでございます。  
議員の言われるとおり、新たな料金につきましては、民間事業者、新たな事業者のほうが料金を設定するという形になります。  
以上です。

議長 (森 博議員を指名)

森 議員 新たなところで無償貸与されて、するという流れでやっていくということはおわかりましたけれども、国民宿舎のお風呂、入浴料等には、障害者の方を半額

といたしますか、安い料金で入浴できるとか、町民の方でも65歳以上の方が、450円が250円に入れるとかいった特典もございましたが、そうしたところは残していただけるような方向で、協議はさせていただいておるのでしょうか。

議長 (西村ふるさと創生課長を指名)

西村課長 森議員の質疑にお答えします。

温泉の使用料金の関係でございますが、新たな事業者と協議をさせていただくという形になりますので、その辺も含めて検討させていただいたらというふうに思います。

以上です。

議長 よろしいですか。

そのほか、質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論される方、ございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第20号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第20号「久万高原町老人憩の家条例等を廃止する条例の  
制定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 日程第18、議案第21号「令和4年度久万高原町一般会計補正予算（第9  
号）」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

（木下総務課長を指名）

木下課長 議案に基づき歳入・全般説明

議案に基づき歳出説明

（1款1項目）

（2款1項目）

（2款3項目）

（2款6項目）

（3款1項目）

（3款2項目）

（3款3項目）

（4款1項目）

（4款2項目）

（6款1項目）

（6款2項目）

（7款1項目）

（8款1項目）

（8款2項目）

（8款3項目）

（8款4項目）

（8款5項目）

（9款1項目）

( 1 0 款 1 項 目 )

( 1 0 款 2 項 目 )

( 1 0 款 3 項 目 )

( 1 0 款 4 項 目 )

( 1 0 款 5 項 目 )

( 1 0 款 6 項 目 )

( 1 1 款 1 項 目 )

議 長

提案理由の説明が終わりました。

ここで10分間、休憩をいたします。

(午前10時35分)

ただいま10時35分でございます。10時45分まで休憩いたします。

休憩中に換気をお願いいたします。

(休 憩)

議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時46分)

議案第21号の質疑を行います。

質疑される方、ございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

まとめて全体を。

17ページの衛生費、脱炭素推進事業の再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニングなどの合意形成支援業務に要する費用を増額しますというところですが、5,241万、国の補助金が2,500万というところであります。

この件については、どういうふうな事業か、このことについて十分な説明がなかったように思いますので、まずこの事業をやることによって、どうなるのか。目的、効果、メリットについて答弁をいただきたいと思います。

議 長

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長

瀧野議員の質疑にお答えをいたします。

まず、事業の目的でございますが、以前から課題となっております未利用材の活用、また最近の電力料金の高騰を抑制するなど、地域資源を活用した木質バイオマスや、風力によります分散型エネルギー導入が有効と考えております。

その手段といたしまして、脱炭素の先行地域への応募を目指しているところでございますが、このための風力発電設備の導入に必要となります風の状況の調査、約1年間にわたって調べさせていただきますが、それなどの調査を行うことといたしてございます。

それから、次に、効果の面でございますが、先行地域へ民間事業者と共同提案をさせていただくわけなんですけれども、その発電事業につきましては、高率な補助金を活用することができますし、建設から維持管理まで、民間主導によりまして、事業実施を想定しておりますので、町の負担を極限まで抑える事業展開を検討していきたいと考えております。

最後に、町のメリットというところでございますけれども、脱炭素の先行地域における区域は、最大で、町内全体の家庭やサービス業を設定しているところでございますが、木質バイオマスや風力発電によります電力を、現状の電気代よりも少しでも安く提供できる体制を構築したいと考えております。

また、町への収入というところでは、発電設備によります固定資産税も見込まれると考えております。

以上でございます。

議 長

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

昨日の愛媛新聞では、2013年度対比、66%の削減というふうなことで、書かれておりました。

パリ協定では、50年後、80%の削減というような目標を掲げておられるようですが、新興国辺りは、今まさに脱炭素ではない、炭素がどんどん増えていくような状態であるというふうに聞いております。なかなかこのことを実現するのは、大変厳しいと思いますが、今、説明いただいたように、大きな事業

であるというふうに思います。

聞いておりますと、3,000キロワット／アワーの風力が2基、3,000キロワット／アワーが5基というふうに聞いておりますが、すごく大きいと思います。

道の駅の事業の基本設計料が1,000万でした。今回、5,000万ということ、50億を超えるのかなというふうに思いますが、そこら辺りの総事業費、町内の総使用消費電力量、そこら辺についても、計画の中に入れておいでと思うので、教えていただいたらというふうに思います。

議長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 瀧野議員の質疑にお答えをいたします。

まず、町内の電気量というところでございますが、令和元年度で約5万1,866メガワット／アワーというものになってございます。

それで、今度、先行地域を目指すために、民生部門の電気使用料を減額をするというような目標がございます。その民生部門の電気料としましては、4万4,114メガワット／アワーというようなことで、こちらを削減を目標としておりまして、それに対する削減量が、太陽光発電、また木質バイオマス、風力というようなもので削減をするようなことを目指して、実施をするものがございます。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 今の説明ですと、太陽光、それから風力発電、木質バイオマス、この3つがセットになっておるといふふうに説明を受けたと思いますが、バイオマスにおいては、先般、林業の会議があって、その席で小規模からだんだん増やしていくことができる。

林業課が行っている事業については、それぞれの地域でそれをやっていきたいというような説明を聞きました。

セットで、総額から見たら、相当大きな発電量があると思うんですが、総額

でいうとどんなんですかね。今の久万高原町の皆さんが使いよる電気の何倍かになるんじゃないかと思いますが、簡単に、その辺で説明できませんか。

議 長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 瀧野議員の質疑にお答えをいたします。

先ほどの電気量でお示しをしたわけなんですけれども、今回、それぞれで太陽光、風力、木質バイオマスで発生を想定おりますエネルギー量というものが3万1,154メガワット／アワーというふうなものになってございます。

比較するものが、なかなか難しいわけなんですけれども、先ほど申し上げました、町全体では5万1,000ぐらいございますので、そのうち、町全体の電気量まではいかないというようなところではございます。

議 長 瀧野議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって、特に発言を許します。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 今回の説明の中で、PPP、中には指定管理であったり、PFIであったりしますが、民間を巻き込んだ事業ということは、国と民間と町、3分の1の負担を出すような事業かなというふうに思いますが、その事業については、そういう感じの事業でしょうか。

議 長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 瀧野議員の質疑にお答えをいたします。

先行地域を、今、目指しておるといふようなことを、先ほど申し上げましたが、この先行地域に選定を受けますと、有利な補助率の事業を、補助金を受けることができることになっておりまして、3分の2から4分の3ぐらいの補助金をいただけるというふうなことになってございます。

1市町に対しまして、今、環境省等が出しておるものが、市町に対しまして、50億程度の補助金を用意をしておるといふようなことが、発表されておるところでございまして、それを1年で全てというわけではございませんけれども、そういったところで補助金を活用すると。仮に補助金が4分の3とした場合に、残りの4分の1を町が全て捻出するといふわけではございませんで、民間事業からの資金を充てまして、その辺を抑制し、極限まで町の負担を控えるような方法をとりたいと考えております。

議長 よろしいですか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 ニューサンシャイン計画とかいふようなことで、太陽光発電については、随分、資材あたりが安くなると。

以前と比べたら、随分、執行費あたりも下がってきておるかなと思っておりますが、その計画に乗って採択されたら、50億。後のことを考えますと、なかなか心配するわけですが。順次、議会、町民の皆さんにお知らせする必要があるのかなというふうに思います。

我々議会としても、まだまだその点について理解ができにくいところですが、その点について、順次、連絡をとりながらやっていくということで、理解してもらえませんか。

その点について、答弁をいただきます。

議長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 瀧野議員の質疑にお答えをいたします。

町民への説明も当然でございますし、議会のほうにも、また詳しく説明し、町民の方々にも、広報やホームページ、何らかの方法でお示しをさせていただきたいと考えております。

議 長

よろしいですか。  
そのほか、ございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

3 款の民生費のところなんですけれども、保健福祉課関連でございしますが、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を減額、これはまちづくりの関係かどうかわかりませんが、非課税世帯に対しての対応ということが問われているわけなんですけれども、こういったところで、1, 0 0 0 万の減額というのは、対象者にといいまじょうか、支援漏れとか、あるいは把握漏れ、そういったことがあってはならないことですが、その辺りは十分、調査をした上での最終的な絞り込みでの減額補正ということなんでしょうか。

議 長

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長

岡部議員の質疑にお答えします。

住民税非課税世帯につきましては、1 世帯当たり 1 0 万円を給付する事業でございまして、予算では 2, 7 6 0 世帯を予定しておりました。

事業としましては、1 2 月終了ということで、世帯数が 1 7 3 世帯ということで、残り 1 0 3 世帯が予定として受け取ってないというような状況になります。

これにつきましては、いろんな事業がありますけれど、御連絡をして、まだ受け取っていない方については、再度、通知もして、送っております。

支給率としましては、8 6 % という支給率にはなっておりますが、そういう状況で、何回かお知らせした上で、受け取れなかったというような状況になっております。

以上でございます。

議 長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

当初、把握した上で、事前に対象者把握も含めてやっておるはずなんで、連絡はつく、つかないということも、後から出てきたらどうなるのかな。申請しないほうが悪いですよということの説明になってしまうのかどうか。

あと、電力、ガス、食料品等の価格高騰緊急支援給付金についても、この民生費の中で増額の1,000万、高額な金額を減額している。これそのものが、金額大き過ぎて、本当に大丈夫かなと疑ってしまうんですが、この電気、ガス、食料品等、価格高騰緊急支援金、これは本当に大変な家庭。それぞれの家庭で大変な状況であるわけですから、中であって1,000万の減額、これも本当に大丈夫かなというふうに、心配をしてしまうんですが。

このあたり、総合的に勘案した結果だろうと思いますが、副町長さん、こういった状況、大丈夫なんでしょうか。

議 長

(佐藤副町長を指名)

副 町 長

岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

いずれもこの物価高、あるいはコロナの影響の中で、住民の皆さんの生活を少しでもお役に立てればという事業で、非常に大事な事業だというふうに認識してますし、国からの財源ではございますけれども、それをいかに住民の皆さんに、できるだけ早くということ、私のほうに決裁が来たときにも、かなりの回数で、ためると言い方はよくないですけども、できるだけ早く支給していきましょうということ、担当課では対応していただいています。

私も岡部議員の言われたように、支給漏れと申しますか、申請漏れのあたり心配しまして、担当のときにも確認しましたが、課長が申しましたように、個別にも連絡もさせていただいたりということで、事務的に、やれる範囲のことは精いっぱいやって、支給の対応はさせていただいているところでございます。

議 長

よろしいですか。

そのほか、ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。  
お諮りします。  
本案については、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第21号は、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第19、議案第22号「令和4年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(沖中住民課長を指名)

沖中課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第22号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第20、議案第23号「令和4年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした  
と思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第23号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決

定いたしました。

議長 日程第21、議案第24号「令和4年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（沖中住民課長を指名）

沖中課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした  
いと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決  
定しました。

議長 日程第22、議案第25号「令和4年度久万高原町介護保険事業特別会計補  
正予算（第4号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした  
いと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第25号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決  
定しました。

議 長 日程第23、議案第26号「令和4年度久万高原町訪問看護事業特別会計補  
正予算(第1号)」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした  
と思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第26号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決  
定しました。

議 長 日程第24、議案第27号「令和4年度久万高原町公共下水道事業特別会計  
補正予算（第2号）」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。  
これより、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにした  
と思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第27号は、産業建設常任委員会に付託することに決定  
しました。

議 長 日程第25、議案第28号「令和4年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補  
正予算(第2号)」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(小野林業戦略課長を指名)

小野課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。  
これより、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにした  
と思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第28号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第26、議案第29号「令和4年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(西村ふるさと創生課長を指名)

西村課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第29号は、産業建設常任委員会に付託することに決定し

ました。

議長 日程第27、議案第30号「令和5年度久万高原町一般会計予算」を議題と  
します。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案第30号「令和5年度久万高原町一般会計予算」。

令和5年度久万高原町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ89億7,828万7,  
000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳  
出予算による。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすること  
ができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方  
債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債  
による。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の  
最高額は10億円と定める。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各  
項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手  
当等、及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこ  
れらの経費の各項の間の流用とする。

令和5年3月7日提出 久万高原町長。

1ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算。

歳入です。

1款1項町民税、2億4,657万1,000円。2項固定資産税、5億1,

276万4,000円。3項軽自動車税、3,870万6,000円。4項町たばこ税、4,320万円。5項入湯税、54万円。特別措置保有税ゼロ円。

2款1項地方揮発油譲与税、1,800万円。2項自動車重量譲与税、5,800万円。3項森林環境譲与税、1億9,383万3,000円。

3款1項利子割交付金、75万円。

4款1項配当割交付金、200万円。

5款1項株式等譲渡所得割交付金、250万円。

6款1項法人事業税交付金、600万円。

2ページです。

7款1項地方消費税交付金、1億7,800万円。

8款1項ゴルフ場利用税交付金、1,500万円。

9款1項環境性能割交付金、600万円。

10款1項地方特例交付金、180万円

11款1項地方交付税、45億円。

12款1項交通安全対策特別交付金、130万円。

13款1項分担金、817万円。2項負担金、4,033万2,000円。

14款1項使用料、1億2,893万4,000円。2項手数料、3,727万4,000円。

15款1項国庫負担金、2億9,800万8,000円。2項国庫補助金、3億3,290万円。

3ページです。3項委託金、188万7,000円。

16款1項県負担金、2億1,850万円。2項県補助金、2億6,831万8,000円。3項委託金、2,317万5,000円。

17款1項財産運用収入、2,657万8,000円。2項財産売払収入、288万円。

18款1項寄附金、4,100万円。

19款1項特別会計繰入金、276万9,000円。2項基金繰入金、9億4,151万4,000円。

20款1項繰越金、1億円。

21款1項延滞金加算金及び過料、6万2,000円。2項町預金利子、2

万円。3項貸付金元利収入、1,685万1,000円。4項雑入、1億262万円。

4ページです。5項受託収入、1,523万1,000円。

22款1項町債、5億4,630万円。

歳入合計89億7,828万7,000円。

続いて5ページの歳出です。

1款1項議会費、7,761万1,000円。

2款1項総務管理費、12億4,741万1,000円。2項徴税费、6,609万1,000円。3項戸籍住民基本台帳費、5,168万9,000円。4項選挙費、1,020万7,000円。5項統計調査費、64万4,000円。6項監査委員費、125万1,000円。

3款1項社会福祉費、16億7,820万2,000円。2項児童福祉費、2億5,276万7,000円。3項災害救助費、24万円。

4款1項保健衛生費、7億9,350万1,000円。2項清掃費、5億23万8,000円。

6款1項農業費、5億4,435万6,000円。2項林業費、4億7,365万7,000円。

6ページです。

7款1項商工費、2億5,000万2,000円。

8款1項土木管理費、5,924万8,000円。2項道路橋梁費、4億7,731万3,000円。3項河川費、885万円。4項都市計画費、1億4,971万円。5項住宅費、8,167万9,000円。

9款1項消防費、4億7,318万6,000円。

10款1項教育総務費、1億6,006万9,000円。2項小学校費、1億6,044万2,000円。3項中学校費、1億40万7,000円。4項幼稚園費、1億5,276万9,000円。5項社会教育費、1億5,561万3,000円。6項保健体育費、1億6,560万6,000円。

11款1項農林水産施設災害復旧費、550万円。2項公共土木施設災害復旧費、250万円。

7ページです。

1 2 款 1 項 公債費、8 億 6, 7 5 2 万 8, 0 0 0 円。

1 4 款 1 項 予備費、1, 0 0 0 万円。

歳出合計は、8 9 億 7, 8 2 8 万 7, 0 0 0 円です。

8 ページを御覧ください。

第 2 表 債務負担行為。事項、四国カルスト牧場国有林野（採草放牧地）賃借料債務負担。期間、令和 5 年度から令和 7 年度。限度額、6 2 万 5, 0 0 0 円。

第 3 表 地方債。起債の目的、1、合併特例債、限度額、5, 3 0 0 万円。2、過疎対策事業債、3 億 8, 8 1 0 万円。3、辺地対策事業債、5, 6 7 0 万円。4、公営住宅建設事業債、2, 3 5 0 万円。5、臨時財政対策債、2, 5 0 0 万円。合計は、5 億 4, 6 3 0 万円。

起債の方法、利率、償還の方法は表のとおりです。

続きまして、予算の主な内容につきまして、説明をいたします。

議案概要書の 2 9 ページをお開きください。

長くなりますが、事業費の大きなもののみ説明させていただきますので、あらかじめ御了解をお願いいたします。

まず、歳出予算です。

1 款 1 項 1 目 議会費、7, 7 6 1 万 1, 0 0 0 円。

2 款 1 項 1 目 一般管理費、5 億 4, 1 2 2 万 6, 0 0 0 円。

2 款 1 項 3 目 財政管理費、2, 9 6 2 万 8, 0 0 0 円で、財政調整基金等の積立金に、2, 2 6 3 万 1, 0 0 0 円などとなっております。

2 款 1 項 5 目 財産管理費、5, 1 5 7 万 9, 0 0 0 円。

2 款 1 項 6 目 企画費、9, 2 7 7 万 2, 0 0 0 円で、3 0 ページです。第 2 期総合戦略に基づく協働プラットフォーム構築事業に要する経費として、2, 3 7 8 万 2, 0 0 0 円。シェアサテライトオフィス、町ホームページ等に要する経費として、1, 1 9 0 万 7, 0 0 0 円。Reach-DSL 設備撤去に要する費用、3, 5 0 6 万 5, 0 0 0 円などとなっております。

2 款 1 項 1 0 目 自治振興費、1 億 4, 7 8 6 万円で、集落支援事業に要する費用 2, 4 1 0 万 9, 0 0 0 円。ふるさと納税に要する費用 1, 6 4 5 万 1, 0 0 0 円。地域おこし協力隊員に要する費用、7, 3 8 4 万 6, 0 0 0 円などとなっております。

31 ページです。

2 款 1 項 1 1 目電算処理費、5,887万6,000円。コンビニ交付導入業務委託料1,078万円などとなっております。

2 款 1 項 1 4 目生活路線バス費、6,459万1,000円で、柳谷代替バス、久万落出代替バス運行業務委託料2,527万8,000円。生活路線バス維持確保のための伊予鉄南予バスへの補助金1,904万4,000円などとなっております。

2 款 1 項 1 5 目会館費、3,081万円。

2 款 1 項 1 6 目情報通信費、7,287万5,000円で、情報系のパソコン更新等、備品整備に要する経費、1,118万7,000円などとなっております。

32 ページです。

2 款 1 項 1 7 目美術館費、3,712万5,000円で、自主企画展及び巡回展の開催に要する費用、1,266万4,000円などとなっております。

2 款 1 項 1 8 目山岳博物館費、3,024万2,000円。

2 款 1 項 1 9 目天体観測館費、1,208万1,000円。

2 款 1 項 2 0 目定住促進費、4,362万6,000円で、移住促進に係る住環境整備支援事業補助金、2,140万円などとなっております。

2 款 2 項 1 目税務総務費、4,988万4,000円。

2 款 2 項 2 目賦課徴収費、1,620万7,000円。

33 ページです。

2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、5,168万9,000円。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、3億4,781万9,000円で、民生児童委員の活動費等、1,094万7,000円などとなっております。

次に、34 ページ。

社会福祉協議会の事務局や専門員に要する費用、8,940万2,000円。

国民健康保険事業特別会計繰出金、1億127万7,000円などです。

3 款 1 項 2 目高齢者福祉費、7億6,428万7,000円で、おもご高齢者生活支援ハウス管理に要する経費、1,527万7,000円。

高齢者緊急通報体制整備事業、配食サービス事業、外出支援サービス事業の

業務委託料、1, 100万9, 000円。

75歳以上の外出支援及び町内の公共交通機関の利用促進のため、高齢者移動支援事業に要する経費、1, 706万6, 000円。

町外の老人ホームへの老人保護措置費負担金、2, 772万円。

特別養護老人ホーム久万の里への償還金負担金、1, 515万1, 000円。

介護保険事業特別会計繰出金、3億738万7, 000円。

後期高齢者医療療養給付費負担金、1億8, 641万9, 000円。

後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金、8, 290万7, 000円。

老人保健施設事業会計繰出金、6, 361万5, 000円などです。

35ページです。

3款1項3目障害者福祉費、4億132万円で、人工透析患者の移動支援に要する経費、1, 035万9, 000円。

人工透析等の障害者自立支援医療費、1, 400万4, 000円。

重度心身障害者医療費助成金、4, 500万円。

障害福祉サービス費、3億249万3, 000円などです。

3款1項7目ささゆり荘総務費、1億5, 543万1, 000円。

3款2項1目児童福祉総務費、2, 778万1, 000円で、36ページの、18歳までの子ども医療費、2, 220万円などとなっております。

3款2項2目児童措置費、6, 084万円。

3款2項4目児童福祉施設費、1億6, 039万6, 000円で、地域子育て支援拠点事業業務委託料、1, 411万5, 000円。

教育・保育給付施設型給付費負担金、1億3, 169万円などです。

4款1項1目保健衛生総務費、5億7, 887万4, 000円で、母子保健事業に要する経費、1, 153万3, 000円。

柳谷診療所診療業務負担金、1024万円。

簡易水道事業会計繰出金、3億1, 368万6, 000円。

下水道事業会計繰出金（浄化槽事業分）、2, 762万1, 000円。

病院事業会計繰出金、1億9, 219万円などです。

続いて37ページです。

4款1項2目予防費、4, 112万1, 000円で、乳幼児や児童、高齢者

等に対する予防接種に要する費用、3,270万3,000円などです。

4款1項3目環境衛生費、7,430万4,000円で、脱炭素に向けた分散型エネルギー導入計画策定業務委託料、2,000万円などとなっております。

4款1項4目保健事業費、9,613万1,000円で、住民健診に要する費用、1,841万3,000円などです。

4款2項1目清掃総務費、6,015万8,000円で、ごみやし尿の収集運搬業務委託料、4,208万円などです。

4款2項2目塵芥処理費、9,816万5,000円で、38ページの可燃ごみ、粗大ごみの処理業務委託料、5,796万8,000円などです。

4款2項3目し尿処理費、6,415万3,000円で、松山衛生ecoセンターまでのし尿運搬業務委託料、2,482万円。

松山衛生事務組合負担金、2,680万円など。

4款2項4目資源ごみ収集処理費、2,276万2,000円。

4款2項5目し尿処理施設整備事業費。し尿処理施設解体工事費及び監理委託料、2億5,500万円などとなっております。

6款1項1目農業委員会費、2,468万5,000円。

6款1項2目農業総務費、6,391万4,000円。

6款1項3目農業振興費、2億808万4,000円で、社団法人久万高原農業公社負担金、2,345万5,000円などです。

39ページ。

有害鳥獣捕獲事業や、鳥獣被害防止総合対策事業、捕獲隊等育成事業、鳥獣被害防止事業等の補助金、2,141万8,000円。

久万農業公園研修生への研修補助金、1,920万円。

久万農業公園研修修了者が新規就農の際、農業機械、施設の整備に要する経費として、農業機械施設整備補助金、2,000万円。

久万農業公園研修生が実践農場で充実した研修を行えるよう、担い手総合支援事業補助金、1,105万円。

就農初期段階の青年就農者に対して農業次世代人材投資事業補助金、1,200万円。

新規就農者育成総合対策補助金、2,025万円。

中山間地域等直接支払交付金、4,589万円などとなっております。

6款1項4目畜産業費、1,147万6,000円。

6款1項5目農地費、2億3,619万7,000円で、農業用水路等長寿命化・防災減災事業として和田ノ窪地区頭首工整備工事費、2,000万円。

県単土地改良事業として東明神本組水路改修工事、2,350万円。

県営農地整備事業負担金、3,150万円。

40ページです。

下水道事業会計繰出金（農業集落排水事業分）、1億2,259万5,000円などとなっております。

6款2項1目林業総務費、5,572万7,000円。

6款2項2目林業振興費、2億4,930万3,000円で、森林経営管理業務委託料、3,407万5,000円。

林業技術者の育成等に対して、森林整備担い手確保育成対策事業補助金、4,134万円。

自伐林家が行う間伐等に対して、美しい森林づくり基盤整備交付金事業補助金、2,965万円。

個人林家等の林業機械導入に対する林業経営支援事業補助金、3,000万円。

美しい森林づくり基盤整備交付金事業補助金、3,850万2,000円。

41ページです。

再造林下刈り事業補助金、1,750万3,000円などとなっております。

6款2項3目林業土木費、1億6,192万8,000円で、林道の路面整備・崩土除去作業業務委託料、1,600万円。

上黒岩林道ワラビウチ線開設工事費、1,500万円。

西谷林道シロヤマ線開設工事費、1,350万円。

柳井川林道ゴンゲン線開設工事費、1,500万円。

西谷林道向山線の改良工事費、2,000万円。

猪伏地区残土処理場整備工事、1,000万円。

黒藤川県営森林基幹道長崎明神山線開設工事負担金、1,000万円。

草刈や側溝の管理等の林道管理事業補助金、1,348万1,000円など  
となっております。

7款1項1目商工総務費、1億2,323万4,000円で、42ページの、  
魅力ある産業づくり・起業者支援事業補助金、1,200万円。

中小企業振興資金融資制度に基づき、中小企業振興資金預託金、1,600  
万円などとなっております。

7款1項2目観光費、1億2,676万8,000円。

43ページで、8款1項1目土木総務費、5,924万8,000円。

8款2項1目道路橋りょう総務費、2,878万7,000円。

8款2項2目道路維持費、9,941万6,000円で、町道の路面整備等  
作業業務委託料、1,500万円。

関門第1トンネル他2トンネルの町道トンネル補修設計委託料、2,000  
万円。

町道木地線ほか12路線の舗装等修繕工事、2,050万円。

菅生地区公共残土処理場整備工事費、1,000万円などです。

8款2項3目道路新設改良費、2億4,911万円で、町道長崎信木線改築  
工事費、1,000万円。

町道父二峰参川線改築工事費、1,000万円。

町道四国カルスト高原線改築工事、3,000万円。

町道上野尻線改良工事費、9,600万円。

町道槻仰西線改良工事費、1,000万円。

愛媛県道路改良事業負担金、3,311万円。

44ページです。

町道上野尻線の用地補償金、4,000万円などです。

8款2項4目橋りょう維持費、1億円で、橋りょう点検の業務委託料、3,  
000万円。

町道橋りょう補修設計委託料、2,500万円。

大屋敷線1153橋の橋りょう補修工事費、4,500万円などです。

8款4項1目都市計画総務費、1億4,971万円で、下水道事業会計繰出  
金（公共下水分）、1億4,746万6,000円などとなっております。

8款5項1目住宅管理費、8,167万9,000円で、御三戸第2団地外壁等改修工事及び監理委託料、3,900万円などです。

9款1項1目常備消防費、3億1,661万円。

9款1項2目非常備消防費、5,356万4,000円。

45ページです。

9款1項3目消防施設費、7,653万9,000円。小型水槽付消防ポンプ自動車更新に、2,438万9,000円。

9款1項4目災害対策費、2,647万3,000円。

10款1項2目事務局費、8,391万1,000円。

10款1項3目外国青年招致事業費、1,029万3,000円。

10款1項4目上浮穴高等学校振興費、6,420万1,000円で、上浮穴高等学校「星天寮」の運営経費、3,426万円。

それから46ページです。

上浮穴高等学校振興対策協議会への遠距離通学や就学支援金等の補助金、2,394万6,000円などです。

10款2項1目小学校管理費、9,232万5,000円。

10款2項2目小学校教育振興費、6,811万7,000円で、障害のある児童の学校生活支援に要する経費、1,569万円。教育用コンピューターのリースや学習用ソフトウェアの使用料、2,935万4,000円などです。

10款3項1目中学校管理費、4,531万7,000円で、久万中学校体育館雨漏り等改修工事及び監理委託料、1,854万6,000円など。

10款3項2目中学校教育振興費、4,713万2,000円で、教育用コンピューターのリース料や学習用ソフトウェアの使用料、1,464万4,000円など。

47ページです。

10款4項1目幼稚園費、1億5,276万9,000円。

10款5項1目社会教育総務費、7,705万8,000円。

10款5項2目公民館費、3,152万9,000円で、公民館27分館の指定管理委託料、1,429万7,000円などです。

10款5項3目図書館費、3,933万7,000円。

48ページです。

10款6項1目保健体育総務費、1,651万8,000円。

10款6項2目体育施設費、3,543万8,000円で、海洋センターの管理・運営費、1,173万3,000円などです。

10款6項3目学校給食費、1億1,365万円で、久万給食センターの管理・運営費、7,747万9,000円。美川給食センターの管理・運営費、3,449万円などです。

49ページ。

12款1項1目元金、8億4,072万1,000円。

12款1項2目利子、2,680万7,000円。

14款1項1目予備費、1,000万円。

続きまして、歳入でございます。

議長

ここで、一旦切ります。

昼食のため、休憩いたします。

(午前11時53分)

午後は13時より再開いたします。

(休憩)

議長

午前中に引き続き、会議を開きます。

(午後1時00分)

提案理由の説明の続き、お願いいたします。

(木下総務課長を指名)

木下課長

それでは、午前中に続きまして、令和5年度久万高原町一般会計予算、歳入について説明をさせていただきます。

議案概要書49ページから御覧ください。

歳入でございます。

1款町税、8億4,178万1,000円で、町民税、2億4,657万1,000円。固定資産税、5億1,276万4,000円。軽自動車税、3,8

70万6,000円。町たばこ税、4,320万円。

2款地方譲与税、2億6,983万3,000円。地方揮発油譲与税、1,800万円。自動車重量譲与税、5,800万円。森林環境譲与税、1億9,383万3,000円。

7款地方消費税交付金、1億7,800万円。

8款ゴルフ場利用税交付金、1,500万円。

50ページです。

11款地方交付税、45億円。

13款分担金及び負担金、4,850万2,000円で、老人保護措置費や配食サービス事業費等の高齢者福祉費負担金、4,000万2,000円などです。

14款使用料及び手数料、1億6,620万8,000円で、町営住宅使用料、7,936万1,000円。

菅生地区公共残土処理場使用料、1,100万円。

上浮穴高等学校学生寮の寮費、1,188万円。

し尿処理手数料、1,404万2,000円。

指定ごみ袋販売手数料、1,578万円などです。

15款国庫支出金、6億3,279万5,000円で、国民健康保険基盤安定事業費国庫負担金、1,066万7,000円。

低所得者介護保険料軽減国庫負担金、1,629万2,000円。

障害者介護給付費負担金や障害者医療費負担金等の障害者福祉費国庫負担金、1億6,231万4,000円。

児童手当に係る児童措置費国庫負担金、4,154万円。

認定こども園等の運営費や認可外保育施設等の利用に係る児童福祉施設費国庫負担金、6,658万1,000円。

地方創生推進交付金、3,098万2,000円。

51ページです。

脱炭素に向けた分散型エネルギーインフラプロジェクトに係る地域経済循環創造事業交付金、1,500万円。

森林の除間伐や作業道開設等、森林整備のための美しい森林づくり基盤整備

交付、2,965万円。

民間住宅・公営住宅の外壁等改修工事等の社会資本整備総合交付金事業費国庫補助金、1億9,652万1,000円。

町道父二峰参川線と町道長崎信木線の舗装等の地方創生道整備推進交付金事業費国庫補助金、3,000万円などです。

16款県支出金、5億999万3,000円で、国民健康保険基盤安定事業費県負担金や、後期高齢者医療保険基盤安定事業費県負担金、9,085万1,000円。

障害者介護給付費負担金や、障害者医療費負担金等の障害者福祉費県負担金、8,115万7,000円。

認定こども園等の運営費や認可外保育施設等の利用に係る児童福祉施設費県負担金、2,858万3,000円。

環境衛生センター等の費用に充てる電源立地地域対策交付金、2,686万3,000円。

重度心身障害者医療費や、地域生活支援事業費等の障害者福祉費県補助金、1,688万2,000円。

子ども・子育て支援事業費補助金等の児童福祉施設費県補助金、1,140万3,000円。

新規就農総合支援事業費県補助金、3,225万円。

中山間地域等直接支払県交付金、3,441万7,000円。

担い手総合支援事業費県補助金、1,105万円。

有害鳥獣の駆除や、捕獲等の対策事業費県補助金、1,226万8,000円。

森林整備担い手確保育成対策事業費県補助金、2,255万6,000円。

和田ノ窪地区頭首工整備工事に係る農業水路等長寿命化・防災減災事業県補助金、1,200万円。

向山線改良工事に係る県単独林道開設改良等事業費県補助金、1,000万円。

シロヤマ線・ゴンゲン線・ワラビウチ線の開設工事に係る公共林道開設改良等事業費県補助金、2,250万円などです。

17款財産収入、2,945万8,000円で、土地や建物等の町有財産の貸付収入、1,668万4,000円などです。

53ページです。

18款寄附金、4,100万円で、企業版ふるさと納税寄附金、1,000万円。ふるさと久万高原応援寄附金、3,100万円。

19款繰入金、9億4,428万3,000円で、財政調整基金繰入金、6億9,023万8,000円。

環境保全基金繰入金、9,000万円。

農林業担い手育成確保対策事業地域振興基金繰入金、3,909万3,000円。

国民宿舎基金繰入金、1,850万円。

公共施設等総合管理基金繰入金、7,613万1,000円などです。

20款繰越金、1億円。

21款諸収入、1億3,478万4,000円。

中小企業保証預託金収入、1,600万円。

学校給食費収入3,219万円。

市町振興協会からの市町交付金、基金交付金、1,098万3,000円。

重度心身障害者高額医療費払戻金、1,200万円。

えひめ農林漁業振興機構や市町振興協会等からの財団等助成金、1,625万円。

後期高齢者医療広域連合受託事業収入、1,493万6,000円など。

22款町債です。5億4,630万円。

道路や急傾斜地崩壊対策の県営事業負担金に対して、合併特例債、3,540万円。

教育施設整備事業に対して、合併特例債、1,760万円。

町道整備事業に対して、過疎債1億370万円。

林道ワラビウチ線・林道ゴンゲン線開設事業に対して、過疎債、1,400万円。

県営農地整備事業に対して、過疎債、2,770万円。

小型動力ポンプ付積載車整備事業及び小型水槽付消防ポンプ自動車整備事業

に対して、過疎債、5,710万円。

簡易水道事業会計が行う簡易水道施設更新事業の繰出金に対して、過疎債、2,450万円。

病院事業会計が行う医療機器整備事業の繰出金に対して、過疎債、2,900万円。

自治会活動助成や子ども医療費助成などのソフト事業に充てる過疎債、1億3,210万円。

辺地で行う林道開設事業や県営林道開設事業負担金、町道改良事業に対して辺地債、5,670万円。

御三戸第2団地外壁等改修工事及び監理事業に対して、公営住宅建設事業債、2,350万円。

臨時財政対策債、2,500万円。

以上で、令和5年度当初予算の説明は終わりますけれども、議案書123ページからの給与費明細書は、後ほどお目通しをお願いいたします。

議長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

議案概要書で、ページを追って、款ごとの質疑を行います。

まず、歳入から行います。

歳入について、議案概要書49ページ、1款町税からです。

質疑される方、ございませんか。

(なしの声)

議長

2款、地方譲与税。

(なしの声)

議長

3款利子割交付金。

(なしの声)

議 長 4 款配当割交付金。

(なしの声)

議 長 5 款株式等譲渡所得割交付金。

(なしの声)

議 長 6 款法人事業税交付金。

(なしの声)

議 長 7 款地方消費税交付金。

(なしの声)

議 長 4 9 ページ、9 款環境性能割交付金まで、ございませんか。

(なしの声)

議 長 5 0 ページに移ります。  
1 0 款地方特例交付金から 1 5 款国庫支出金。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 ページごとで確認をさせていただければありがたいです。

1 5 款の国庫支出金の地方創生推進交付金というのがございます。この地方創生交付金と共に、随時、臨時交付金等がございますけれども、町として、交

付金を何に使い、将来負担をいかに最小化するといった、質的な視点も持つことも重要ではないかと考えます。

当然、議会におきましても、住民ニーズを把握しつつ、行政素案に質的な判断を加えて政策執行に体系化をもたらす、そういった役割も、議会にもあると考えます。

例えば、地方創生交付金を活用して、将来の負担を拡大させない社会インフラの補修等に振り向ける視点、そういったことも必要だと考えますが、そういったことが可能でしょうか。あるいは、検討されているのでしょうか。

副町長にお聞きします。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

歳入の中でも、国の補助金とか交付金とかというのは、非常に重要なものだというふうに考えております。

交付金の使途につきましては、事前に計画策定といったところ、それからあと、申請の段階での事業費の確定等で、国のほうに申請をあげる。事業ごとで、あるいは計画として認定をいただいて、交付金の支給を受けるというところですので、町としては、先ほど岡部議員が言われました、内容を工夫して、重要であります社会インフラの整備、それから補修というんですか、長寿命化、そういったあたりも、単なる道路だけとかいうんじゃなくして、ほかのまちづくりの中で、仕組んで計画を立てれるような場面も想定されると思いますので、その辺りは今後、岡部議員が言われたように、将来負担の削減といいますか、ただ単に断片的に交付金を使うんじゃなくして、将来的を見越した使い方も検討はしていきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、国・県からの交付金というのは、使途目的が限定といいますか、限られておりますので、その中でどういうふうに町として計画を立てていくかというところは、担当課だけではなくして、庁内連携して、交付金のほうは対応していきたいというふうに思います。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 特に地方創生推進交付金といったところは、地方のそれぞれの自治体の可能性、あるいは手の届かなかったところ、そういったところも含めた活用の範囲というのは、あるはずだと思います。

ですから、そこら辺を読み解いて、国が示すお品書きとといいますか、内容に沿って、純粹に、やる義理ではなく、工夫をして交付金の活用を一層考えていくと、そういった使い道の可能性を広げるような考え方を、各部署等とも、ぜひ持っていただいて、有効に活用していただきたいと思います。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副町長 岡部議員の質疑にお答えいたしたいと思います。

例えば、一つの町だけにとらわれず、県内で他の自治体と、県のほうがリーダーシップをとっていただいて、県内の同じような課題を持っているところが一つの推進交付金の指定を受けるとか、いったことも、今までもございますし、そういうところまで含めて、交付金というのは、ある意味、自治体の知恵比べと言いますか、知恵の出どころだと思いますので、その辺り、懸命に努力していきたいと思います。

議 長 よろしいですか。

そのほか、ございませんか。

14款使用料及び手数料、15款国庫支出金、ございませんか。

国庫支出金の51ページ、県の支出金、ございませんか。

(なしの声)

議 長 17款財産収入、ございませんか。

(なしの声)

議長 53 ページ。  
18 款寄附金から 20 款繰越金、ございませんか。

(なしの声)

議長 54 ページ、22 款町債。  
ございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、続いて、歳出の質疑を行います。  
議案概要書 29 ページからです。

1 款議会費。  
ございませんか。

(なしの声)

議長 29 ページ。

(なしの声)

議長 30 ページ。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 30 ページ。2 款 1 項 6 目の企画費の非経済林の利活用調査業務委託料について、お伺いします。

これ、総務か産業か分からないので、ここでお聞きしますけれども。

この事業、令和 4 年度から来年度当初ということで、2 年目に入る事業だと

思います。令和4年度でどのような調査をされたかというような、詳しい報告が議会のほうに余り上がってないような気がするんですけども、令和4年度、どのような調査をされて、結果が出ているのか、お伺いします。

議長 (高木まちづくり営業課長を指名)

高木課長 大原議員の質疑にお答えいたします。

今年度につきましては、調査業務で調査委託事業者に対しまして、現地調査、文献調査を含めまして、国内の16の先進事例の調査をいただいております。

そうした中で、久万高原町の持つ強み、弱みなどの分析を行った結果、10事業に絞り込みを行っているところでございます。

具体的に10事業とございまして、例えばキャンプで、森林を使っていたり、山を丸ごとレンタルするホレンタ事業ですとか、ペットを使ってドッグランみたいな形を行うですとか、LPWAの通信網を使って、ちょっとしたサバイバルゲームのような形で土地を使えないかとか、そういったような事業も含まれておりますが、そうした事業の絞り込みを行った上で、今年度の課題としましては、大きく2つございます。

1つは、横展開を図りたい民間事業を巻き込んで、町の強みをどういうふうに発揮していくかということと、もう1点は、町内で事業展開を図る上での人材の確保、育成という2点でございます。

来年度につきましては、この点にターゲットを絞って、実現性の高いものについて、研究をさらに深めて、実施をしていくというような予定にしております。

以上でございます。

議長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 非経済林ということで、これは普通に考えると、お金にならない山というか、そういうところで、全町で考えれば、久万高原町の中では、たくさんあると思います。

持って行き方によっては、町民皆さん、山を持たれておる、資産を持たれておる方いらっしゃると思うんですけども、これ、町民の方が聞くと、非常に期待ができる、これから先のことに期待がしたいなというような事業だと思うんですけども、2年目になってきたら、やはり具体的なビジネスモデル、しっかり、ある程度は議会であったり町民であったりというところに御提示をいただきたいと思うんですけども、それは今年度、可能ですか。それとも、今年度また調査して、令和6年度になるとか、どのような計画で、今後進めていかれる予定ですか。

議長 (高木まちづくり営業課長を指名)

高木課長 大原議員の質疑にお答えいたします。

今年度、既に調査報告書あがっておりますので、その点については、また広報等を通じて、こういった可能性のある事業というのを、まず紹介をさせていただきたいというふうに考えております。

その中で、令和5年度については、先ほど大原議員申されましたように、事業化に向けて、一つでも二つでも実現に向けて取り組んでいくというような考えでございます。

以上です。

議長 よろしいですか。

そのほか、ございませんか。30ページ。

(なしの声)

議長 31ページ。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 生活路線バスの関係でお伺いをしたいと思います。

この中で、地域公共交通計画策定事業というものが予算計上されております。地域公共交通計画を進めるべきは、地域公共交通の活性化のみならず、地域社会の活性化であるべきと考えますが、いまだにバスの乗降調査、住民アンケートの問題点整理を行うとする行政の取組姿勢には、いささか疑問がわきます。

改めて地域公共交通計画の策定を行う必要性と意義、及び地域交通計画策定によって、実現される、目指す住民生活の質について、改めて、わかりやすく説明をいただきたいと思います。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

本町の公共交通につきましては、御案内のとおり、バス、タクシー、それから福祉バス、空白地有償運送などに加えまして、高齢者等の移動経費の負担軽減を図るために、交通利用券の交付を行わせていただいております。

しかしながら、過疎・高齢化がますます進行する中で、一層、利用者目線に立って、公平公正なもの、それから利便性の高い公共交通を、交通事業者の皆様と共に目指していくために、計画を策定してまいりたいというふうに考えております。

地域公共交通計画につきましては、自治体の努力義務というふうにされておりました、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づくもので、補助金メニューなども用意されているところでございます。

目指す住民の生活の質につきましては、計画を実現していくことで、自家用車を持たない、特に高齢者、それから生活弱者の皆様が外出をしやすい環境を確保して、医療施設の受診、それから買い物など、行動力が高まることによって、健康的で潤いのある生活を目指してまいりたいということに考えております。

以上でございます。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 公共交通そのものは、移動の手段というより、今、総務課長の答弁にもありましたが、買い物や通院といった基礎的な生活を支える手段であり、選べる環境が低下をしていけば、健康で文化的な生活も実現ができなくなります。

今後、公共交通計画のみの検討で、どこまで住民の生活の質の向上が図れるか。それ以外の方法、例えばカーシェアリングの活用の2次交通の充実といったことの検討も含め、行政部内の横断的観点に立った政策選択を行うべきであり、より実現可能な地域公共交通計画であるべきと考えます。

その方向性は、先ほど、述べられましたけれども、計画策定の期限についてお聞きをいたします。

また、議会への状況報告の実施についても、伺います。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

来年度策定を予定しております地域公共交通計画の策定の期間というところでございましたけれども、策定については、来年度事業ということで、年度末までに策定することというふうに計画しておりますけれども、国の示します計画と連動した補助制度等を活用するに当たりましては、令和6年9月までの計画策定が必要とされておるところでございます。

それから、進め方に当たっては、当然、事業者様との協議、それから町民との協議、またそれらには議員の皆様にも配っていただいて、協議を進めていく予定でございます。

また、それらを踏まえて、議会へも逐次、報告等も行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長 よろしいですか。

そのほか、ございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、32ページ。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 2款1項の天体観測館費ですが、ふるさと村が無償貸与ということになりました。あの施設だけが残るようなことになるのかなというふうに思います。

あの施設は、本当にもったいないというふうには思いますが、どこかへ譲渡するとか、何らかの形をとらないと、実際に天体観測館を運営しても、なかなか利益が出ないんじゃないのかなというふうに思います。

特に、どうしてもおいといてくれという要望があるのか、そういったこともないのに、あれをそのまま運営しておるのか、その辺についてお聞かせをいただいたらと思います。

議長 (河野町長を指名)

町長 天体観測館、これまでも私どもの町の誇り高い文化の向上に、大いに貢献をしてきていただいておりますし、また、特に今、私どもの先輩たちが築いていただいたこの環境が、非常に脚光も浴びている中でございます。

その中で、天体観測館の価値というのは、言わずもがなで、瀧野議員もお知りのとおり、非常に星空のきれいな私どもの町でございます。

全国から大勢の皆様方にお立ち寄りをお願いしております。天体観測ということで、誰もが興味を持つところではないわけでもございまして、いつも華々しい、皆さんの御来場というわけにはいかないんですけれども、年に何回か、様々な流星群の鑑賞会であるとか、あるいは、また別の企画で、全国からお越しをいただいた、観測会も開かれております。

一例ですけれども、私も参っております、そのときに、北海道の方がお見えになられてたので、思わず、「わざわざ北海道からお越しをいただいてありがたく思いますが、北海道のほうが星がきれいに見えるんじゃないですか」っ

て、思わず聞いてしまいましたら、「いやいや、こちらの天体観測館のほうが、本当に素晴らしい星が間近に見えて、ここが一番です」と。そういうふうにもおっしゃっていただきました。

大変うれしく思ったんですけれども。改めて天体観測館、さっき申し上げましたように、華々しい、目立ったところではありませんけれども、でも私たちの環境を代表する施設だと思っております。

収支はどうかと問われれば、それはもう議員もお分かりのように、公費をつぎ込まなければならない、文化的な施設でございますから、それは御理解もいただきたいと思えますし、今後の展開ですけれども、新しく、先般、プレゼンによりまして、新しくなられる方が、当然、この天体観測館も利用したふるさと旅行村の運営というのも視野に入っているようでございますから、そのあたりとも連携をとっていただきながら、私としては、かけがえのない施設でありますから、なお一層、PRに努めながら、また新しくふるさと村の運営に携わっていただける方もしっかり連携をとって、この天体観測館が今まで同様に、またさらに光輝けるような施設になるように努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 今回の件は、以上で終わりたいと思います。

次の2款1項定住促進費のところ、移住定住だけでは、これから人手不足が解消できない。町内のこういう施設においても、人手不足が顕著だと思うんですね。

移住ではなく、移民。この対策をとらないと、移住定住の推進では、町内の人手不足の解消はできないんじゃないか。これはどこでやろうかなと思ったんですけれども、一応、ここがいいのかなと。

このことについては、役場あげて取り組まないと、移民対策というのは、1

0年、20年のスパンで考えていかないと難しいと思うんですね。それはもう相手国、東南アジアもいろいろありますが、それなりに多くの受入態勢とか、世話をする業者あたりもおいでするように思います。

役場として、今から対策を立ててやらないと、間に合わないと思うんですが、この件についてお答えをいただきたいと思います。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 瀧野議員の質疑にお答えをしたいと思います。

瀧野議員がおっしゃられるのは、町内での働き手不足というところだというふうに思います。

おっしゃるように、毎月、町の広報でも、町の病院でありますとか、町営の施設以外、民間の施設も募集をかけておりますけれども、なかなかその人数も、かなり人手不足を表している数字になっているというふうに思います。

特に、行政の事業展開の中で思いますのは、介護の職員スタッフ不足というところなどは、特に心配するところでございますので、介護でありますとか、そういったところは、全国的にもほかの自治体でも、外国からの技能実習生とか、研修制度のような形とか、いろんな制度でございますので、そこは検討して、まずは研究していく必要性はあろうと思いますので、庁内あげて、介護に限らずですけれども、そのあたりの制度から、まず検討してみたいというふうに考えております。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 早速、委員会なり調査委員会なり、何かを立ち上げてやるということで、構いませんか。

今の答弁は、早速やるということでしたということでは構いませんか。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副町長 瀧野議員の質疑にお答えをいたします。  
検討をする必要はあるというところ、答弁させていただきましたけれども、  
急ぐというところは、私も認識をしておりますので、早速、検討を始めたいと  
思います。

議長 よろしいですか。  
そのほか、32ページ、ございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、33ページ、ございませんか。

(なしの声)

議長 34ページ。よろしいですか。

(なしの声)

議長 35ページ。

(なしの声)

議長 36ページ。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 3款2項の児童福祉関係、子育てに関してなんですけれども、いろんなところ  
に予算が網羅されております。そういった中で、まとめた質問をさせていただ  
きたいんですけれども。

子育て予算に関する額は、総額で幾らぐらい組まれているのでしょうか。

議 長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えします。

子育て予算としましては、子育て支援室、保健センター、社会福祉班に組み  
れておりまして、合計2億7,027万円でございます。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 5億、あと幾ら。ちょっと聞き漏らしたんですけれども。2億ですか、すみ  
ません。2億ということですね。

子育ての前提として、結婚があるわけですけれども、若者が結婚できる環境  
づくりの予算、こういったものについても、どの程度、計上されているのか。  
概算で構いませんが、お答えをいただきたいと思います。

議 長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

結婚に限定しましたら、松山圏域の結婚支援事業、14万5,000円。愛  
結び運営支援事業、12万4,000円で、合計26万9,000円ござい  
ます。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 ほかの議員からも、結婚については何回か今までも質疑をされたと思いま  
すけれども、なかなか少子化に歯止めをかけなきゃいけない、結婚される方を増  
やさなきゃいけないと言いつつも、予算の額は非常に少ない。

結婚後の一般的な流れとして、当然のことなんですけれども、結婚すれば出

産、そして子育て、そして家を持つと。こういった希望の流れが可能になる環境があるかないかが大変重要であり、結婚後が想定できなければ、結婚自体が難しくなることから、子供が生まれる前の段階における施策が、大変重要であると言われてしています。

子供を持ちたいという思いにつながるインセンティブのある施策は、必要ではないでしょうか。

若者が結婚できる環境づくりを意識した施策を早急に講ずるべきと考えますが、いかがでしょうか。

副町長。

議長 (河野町長を指名)

町長 ざっくりした質問ですけれども。今後の町の将来を占う大きな問題を言われたと思います。

ただただ結婚、縁結びのお金も言いましたけれども、僅か数十万で、それだけで結婚がすむと思いませんし、またそれだけにお金をたくさん入れたから、結婚する方が増えてくるという問題ではないと思いますし、今、議員おっしゃられましたように、後の子育てをどうするんだ、医療をどうするんだ、あるいは教育をどうするんだ。当然、仕事はもたれているんでしょうけれども、例えばお互い共働きするんだったら、どういう仕事があるか。最終的には、おうちを建てるというようなところになるろうと思います。

それは、それぞれには、私どもも手をこまねいているわけではなくて、予算も持っておりますし、担当課のほうで一つ一つ、さっき申し上げましたようなところで、対応はできていると思います。

ただ、総体的に、一連の流れできちっと、もうできている。後はもう、さらにPRすれば、結婚する方が増えてきますよと。そこまでの精度が上がっているかと言われれば、それはもう少し精査して、見直しも必要だと思います。

今の提言、極めて大事なところになるろうと思いますし、私どももいつも、私の手元に、亡くれた方の情報も入ってきます。

一方で、生まれた方の情報も入ってきますけれども、極めて少ない情報しか

入ってきません。その都度に、結婚、若い人たちがこの地で結婚をしてもらうためには、どうすればいいのかなというのが、脳裏に浮かぶわけでございますけれど、今、申し上げましたようなところ、もう一度、担当課、保健福祉課が中心になろうと思えますけれども、制度的に、誰が見ても分かりやすい、また結婚対象期の方が魅力を持ってもらえるような、そういったPR版がきちっと整えられるように、これから整理してまいりたいと思います。

いずれにしても、大事なところの指摘でもあらうと思えますから、おっしゃられるところ、十分胸において対応してまいりたいと思います。

以上です。

議長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 まだ既定の回数にいてないと思っております。

今、町長のほうが前向きの答弁をされました。結婚率、あるいは出生の数、そういったものを増やす努力を、まだまだしていかなければならないというお話でございました。

ぜひ、町長のほうから、いま一度、各課に対して、増やす努力の指示をしていただくと。このことについて、お約束いただけますか。

議長 (河野町長を指名)

町長 岡部議員らしい質問かと思えますけれども。

やはり、ただただ制度ができただけでは、それは皆さん、なびかないと思います。基本的には、この久万高原町が魅力のある町でないといけないと思うんですね。

ですから、ここにはすばらしい人や、自然や、また環境があります。そのあたりもトータルで、まだまだPR不足のところ、たくさんあると思うんですね。

まして、松山に近いわけですから、ほかの中山間地よりは、私どもの町のほうが、距離的には優位なところにあると思うんですね。

これまた新年度始まりますけれど、お知らせしたところは大切な課題だと思いますし、今、申し上げましたようなところ、細かいところがまだ整備されていないところもあると思いますから、さっき言ったようなところは、きちっと整理をしつつ、町の魅力をどう表していくか、そのあたりがさらに大切になってまいりますから、そのあたりになると、ふるさと創生課だったり、あるいはまちづくり営業課だったり、全ての課に、おっしゃるように部局横断での対応が必要だと思いますから、そのあたりを、昨日も質問出ましたけれども、若い人たちも含めながら、じゃあどうやってやればいいのか。プロジェクトチームなり、そのあたりもまた編成もしたいと思いますが、重く受け止めて、対応してまいりたいと思います。

議長

よろしいですか。

そのほか、36ページ、ございませんか。

(なしの声)

議長

そしたら、37ページ。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

たびたびで申し訳ないんですが。

予防費の中の带状疱疹予防接種事業、これは皆さんが今まで待たれていた事業かと思っております。今回、これが実現したということで、非常に喜ばれる方も多いかと思えます。

子供のときに、水痘に感染した方は、治った後も水痘、带状疱疹ウイルスが、生涯にわたって神経節に潜伏され、潜んでいたウイルスが活発化することで、発症する皮膚疾患が带状疱疹であると認識しています。

この带状疱疹は、他人から感染して発症する場合がありますでしょうか。

議 長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

带状疱疹と水ぼうそうは、同じウイルスで起こります。先ほど議員のほうからも説明がありましたとおり、水ぼうそうが治った後も、ウイルスはなくなり、体の中に数十年以上潜み、加齢や疲労、ストレスや病気などで免疫の働きが低下すると、ウイルスが神経に沿って体の表面にあらわれ、带状疱疹を発症します。

したがって、带状疱疹は、他人から感染し、発生する病気ではありません。ただし、带状疱疹の患者さんが水ぼうそうにかかったことのない人へ、水痘、带状疱疹ウイルスをうつし、水ぼうそうを発症することがあります。

その場合は、带状疱疹の患者さんの水膨れ液からの接触感染が中心ですが、唾液から飛沫感染する場合もあると聞いております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 感染する可能性があるということですね。

あと、この带状疱疹を予防するワクチンには、御存じのように、不活化ワクチンと生ワクチンがありますけれども、なぜ2種類のワクチンがあるのでしょうか。

また、この接種の選択は医師が判断するのでしょうか。お答えをいただきたいと思えます。

議 長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えします。

ワクチンにつきましては、先ほど言われましたとおり、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があります。

生ワクチンにつきましては、価格が1回のみで7,000円から1万円程度で、不活化ワクチンに比べると安価です。ただ、妊婦や免疫不全の方には接種ができないということになっています。

不活化ワクチンのほうが、2回の接種が必要になります。1回あたり2万円から2万5,000円程度と高額になりますが、高い予防効果が報告されています。その反面、高頻度の副反応、筋肉痛や疲労感、頭痛のような全身障害を発症します。

選択につきましては、費用や体調を考慮して、接種を受ける本人が判断することになりますが、主治医等に相談して決めることも適切かと考えております。以上でございます。

議長 岡部議員、よろしいですか。  
そのほか、37ページ、ございませんか。

(森 博議員を指名)

森 議員 4款1項3目環境衛生費の中の一番下、再生可能エネルギー発電による地域活性化補助金、200万円の計上になっておりますけれども、これは四国電力の水力発電所の設置に伴う地域活性化補助金だと思うんですけれども、これを具体的に地域からこういった事業をやりたいというような要望をもとにされているのか、その辺りはこれから取りまとめをされるということでしょうか。

議長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 森議員の質疑にお答えをいたします。  
補助金は、森議員の言われたとおりの補助金でございます。毎年200万円を限度として予算を計上し、地域からの要望に基づいて交付するものでございます。

議長 森議員、よろしいですか。

(森 博議員を指名)

森 議員      ということは、まだ具体的な、5年度にこれをやりたいといったのは、まだこれからということ。要望はこれからということでしょうか。

議 長      (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長      森議員の質疑にお答えをいたします。

5年度につきましては、これから、地域から要望がございましたら、お支払いをするというふうな流れになってまいります。

議 長      よろしいですか。

そのほか、37ページ、ございませんか。

(なしの声)

議 長      それでは、38ページ。ございませんか。

(なしの声)

議 長      それでは、39ページ。ございませんか。

(なしの声)

議 長      それでは、40ページにまいります。

(大原貴明議員を指名)

大原議員      6款2項2目の林業振興費のうち、木質バイオマスの利用施設整備のロード

マップ作成業務委託料が計上されていることについて、お伺いいたします。

これは、具体的にどのような施設を想定されておりますか。

議 長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 大原議員の質疑にお答えいたします。

今年度、バイオマスの関連予算として、農業公園のアグリピアへの導入可能調査を実施いたしております。

まずは、農業公園アグリピアへの導入を検討したいと考えております。また、公共施設等を中心に、役場本庁を含め、各種への導入なども検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 木質バイオマスの活用に関しては、12月議会、3月議会、今議会でもいろいろな議員さんがお話をさせておりますけれども、やはり脱炭素先行地域計画との連携が私は不可欠じゃないかなと思います。

脱炭素の先行地域では、民生部門の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>の排出量を実質ゼロにする必要があります。これはつまり、家庭や事業所で消費されるエネルギーは、全て再エネで賄いなさいということと同義でありますけれども、林業戦略課、環境整備課どちらに御答弁いただいても構いませんけれども、こういった観点から、先ほど、4款1項でありました分散型エネルギー導入計画策定業務と、この木質バイオマス利用施設整備というのは、連動していろいろと計画をしていかなければならないと思うんですけれども、この辺の関連性はどのようなようになっておりますか。

議 長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 大原議員の質疑にお答えいたします。

環境整備課が策定する分散型エネルギー導入計画策定業務は、地域資源を活用したエネルギー供給事業導入計画、いわゆるマスタープランとなるものでございます。

林業戦略課が策定するロードマップ作成委託業務と申しますのは、マスタープランの一部を担うものと考えており、環境整備課と連携しながら、計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 最後に、もう一つだけお伺いします。

木質バイオマス利用施設を整備するためには、その資源となります林地残材、こういった未利用材を搬出する方策であったりとか、運び出した木質バイオマス資源を一時的に貯留して、利用する地域にしっかりと分配していくような、中継施設の計画も必要だと思いますけれども、今後に当たっては、こういう利用施設を整備するのであれば、同時に中継施設であったり、貯留施設の計画も先行して計画していく必要があると思いますけれども、このことの対応はできておりますか。

議長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 大原議員の質疑にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、木質バイオマス施設整備には、燃料となる林地残材を集積する土場が必要となりますので、ロードマップ作成委託業務の中で、集積計画も検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

そのほかございませんか。40ページ。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 下から4行目、未利用材の搬出を促進するため、市場売り等の原木価格が、基準価格を下回る原木に対して、森林資源活用促進事業補助金も計上しますとありますが、これは、今年度は何立米ぐらい、山から出すつもりか。立米に幾らぐらいの補助金を出すのか、教えていただいたらと思います。

議 長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

この森林資源活用促進事業に関しましては、市場の市売単価8,000円を下回るものに対して、上限2,000円までの補助金を交付するものでございます。

最近の市況では、8,000円を下回る木材価格高騰のために、非常に少なくなっておりまして、今のところ、どれぐらいの量が出てくるかというのは、不透明なところがございます。

単純に計算しますと、2,000立米ぐらいの量になるかと思えます。

以上です。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 今まで未利用材、切り捨て間伐のことだと思うんだけど、これはバイオマス発電、大体、発電される業者が山から木を出すために、山では四、五千円ぐらいかな、立米。それにプラスアルファで、バイオマス発電を業者が出すという補助金だったと思うんですが、今まで未利用材を出すのに、補助金を出したことありますか。

議 長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

未利用材搬出に関しましては、トン当たり1,400円の運搬費の補助を出してございます。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

ほか、40ページ、ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、41ページ。よろしいですか。

(なしの声)

議長 42ページ。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 7款1項2目観光費について。観光協会に係る当初予算で、活動補助金の850万円が計上されております。

観光協会、令和2年2月に一般社団法人化されておりますけれども、令和5年度以降は、これまで取り組んできた地方創生の推進交付金事業、それから今年度の宿泊キャンペーン等が終了して、協会自ら、令和5年度からは財源確保をして、戦略を立案して、町の観光振興に向けた取組を進めていかなければならないということにおかれております。

このような状況の中で、令和元年度から4年度まで実施してきた、先ほど申し上げました地方創生推進交付金事業、総額2,000万円を超える事業費を充当して、観光商品などは開発されておりますけれども、コロナ禍の影響があったとはいえ、現在、開発した観光商品が十分に活用されていないというふうに見受けられます。

多くの予算を投じて開発したこの資産、今後どのように活用されるかについ

ては、協会運営の補助金を支出している町としても、強力に指導、助言していくべきであると考えますけれども、どのように対応されるおつもりですか。

議長 (西村ふるさと創生課長を指名)

西村課長 大原議員の質疑にお答えします。

観光協会では、令和元年度から地方創生交付金事業、令和2年度からは、新型コロナウイルス感染対応地方創生推進臨時交付金を活用しまして、体験型のプログラムの開発、特産品の開発や支援、宿泊や購買の促進に資するキャンペーンの事業を実施してきたところでございます。

この事業は、コロナ禍において、宿泊事業者や、道の駅などへの誘客につながる効果があった一方で、行動制限により、より思うような集客や、プログラムの提供につながらず、効果が発揮できなかった事業もございます。

しかし、アフターコロナを見据えまして、体験型の観光商品のニーズも確実に回帰してくると考えておりますので、開発されました商品の内容の見直し、受け手となる事業者の協議などを、鋭意行うよう指導し、改めて再販できるように、適切に指導、助言を行っていったらというふうに考えております。

以上でございます。

議長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 観光協会の運営費の全てを、町から850万円の補助金という形で出されていきますけれども、このほか、自主事業の収益で賄っていくということは、全国各地の優良事例を除いて、一部ですけれども、一般的には非常に厳しいんじゃないかなということは、私自身承知をしておるところです。

この優良事例のように、協会自らが運営費を稼ぐ事業を立案して、展開していくことは、当然求めていくべきですけれども、一方で、国からの助成事業を自らが獲得して、町内の観光関連事業者や、町の観光振興に役立つ支援事業を実施することも、協会に課せられた大きな使命であると思います。

その役割が達成されることが期待できる事業に取り組むのであれば、町から

追加支援であるのは、今後また考えてもいいのではないかと、私自身考えますけれども。

ただ、このような取組を進めるためには、町として、国や県からの情報提供、そして事業を採択されることに向けたノウハウの伝授をしっかりと行うべきと考えますけれども、その対応は、現在までにできているのでしょうか。また、今後の対応はいかがですか。

議長 (西村ふるさと創生課長を指名)

西村課長 大原議員の質疑にお答えします。

観光協会には、町内観光関連事業者の支援という、公益的な側面を持った重要な役割がございます。その点では、現在の補助事業、交付金事業は、地域の観光物産協会や、観光DMOが事業実施主体となり、地域全体のニーズに即しましたソフト、ハード事業を展開するという掲載が、スタンダードな形になってきております。

国の来年度の予算の概算要求資料にも、本町には大変有益ではないかと思われる事業も示されております。その内容につきましては、観光協会にも、昨年の秋に情報提供を行いまして、次年度の活動を検討するよう、指導している現状でございます。

事業実施する場合には、事業者の費用負担の軽減、事業効果の発現が期待できるような内容でありましたら、町としても、必要な支援を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 現在、協会の核となる運営体制が、嘱託の局長が1人、町から出向されている職員が1人、協会のプロパー職員が2名おります。

先ほどから申し上げてますがけれど、町内の観光関連事業者に真に有益な事業展開をすること。そして、協会の将来安定的な財務体質強化やスキルアップを

考えると、観光関連事業に本当に造詣が深い職員を採用するであったり、プロパー職員の能力をいかに高められるかが肝要だと思いますけれども、これを実行するためには、現在では、人・もの・金・情報、そういった経営資源がない。そして、その明確な経営ビジョンが見えてこない協会では、町からの運営補助金の850万円は、それだけでは厳しいのではないかと思うんですけれども、このことに対して、町はどのようにお考えですか。

議長 (西村ふるさと創生課長を指名)

西村課長 大原議員の質疑にお答えします。

現在の観光協会の体制は、数年サイクルで異動、または交代のあるスタッフと、経験年数の浅い若手のプロパー職員という形で、構成がなされております。

アフターコロナ期において、本町の観光資源が持つ強みを武器に変え、関係人口や観光消費額の増大につながる事業を実施するには、観光、物産、サービス業界の豊富な地域や経験を持った人の持つ人材の確保と、プロパー職員の成長が絶対不可欠だと、担当課では認識しております。

以前、地域活性化起業人制度の活用などの考えも述べさせていただいたところでございますが、同制度を活用した人材の招聘、観光庁の補助制度を活用した協会プロパー職員や、町内の観光人材の育成などは、速やかに行う必要があるというふうに考えております。

ふるさと創生課としましては、毎月1回開催されております観光協会との情報連絡会のおきまして提供しており、今後は具体的な年次計画を立て、実効性のある取組が行われますよう、指導、助言を行う所存でございます。

以上です。

議長 よろしいですか。

そのほか、42ページ、ございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

今の大原議員の関連であります。町もそれぞれの事業、観光事業や、いろいろやっております。人口減少の中で、大変、経営状態も厳しくなってくるのかなど。

そのことが、民間企業にも大いに影響してくる。観光協会の問題なども考えてみますと、DMO、さっき課長が話しましたが、どこかが中心になって、何とかすべきだというふうなことだと思います。地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する、観光地経営の視点に立って、観光地づくりの戦略を策定したり、調整機能を備えた法人であるDMOによる経営改善をするべきと、私は思います。

観光協会がその役割を担うことであれば、非常によいと思いますが、一回このことについては、担当課として、しっかり取り組んでいくべき必要があるのではないかと思います。この点については、どう考えますか。

議長

(西村ふるさと創生課長を指名)

西村課長

瀧野議員の質疑にお答えします。

DMOによります事業推進は、顧客視点に立ち、ターゲットとする顧客にささるということが必要となりますから、地域として、競争力を高めることが求められるかと思っております。

持続可能な観光地づくりや、閑散期におけます事業の平準化など、地域全体のマネジメントの観点で、取組が必要というふうに考えております。

組織母体が分散しておりますと、運営となるロス、また経営資源の有効活用が図られないというデメリットが考えられますので、担当課としましても、DMOによる経営改善を検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長

よろしいですか。

そのほか、42ページ、ございませんか。

(なしの声)

議長 1時間10分ほどたちましたので、10分間、ここで休憩いたします。  
(午後2時08分)

2時8分です。2時18分から再開いたしたいと思います。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
(午後2時17分)  
質疑を続けます。

43ページ。

(高橋 誠議員を指名)

高橋議員 空き家等対策計画策定業務委託料について、お伺いします。

これは、空き家対策計画期間中の策定計画の見直しだと思います。増加する空き家については、所有者の適切な管理が必要となりますが、今回の策定計画の見直しの内容、また特定空き家などで、新たに検討する項目などあるのでしょうか、お伺いします。

議長 (猪上建設課長を指名)

猪上課長 高橋議員の質疑にお答えいたします。

周囲に影響を及ぼします空き家につきましては、地域からの情報、また5年に1度実施する空家調査のデータをもとに、現地調査を行い、所有者の特定を行い、適正な管理、除却等を所有者に対してお願いしているところです。

今、議員の言われました見直し、今回の事業は、2019年度に初年度として28年度までの10年間、この計画はあるものですが、5年間で見直しをするということになっておりますので、今回、改定をいたします。

それから、その中に盛り込むということになるかと思いますが、まだ現在は詳細な資料等、まだ来ておりませんが、令和5年3月3日に、空き家対策の

推進に関する特別措置法の一部改正する法律案が閣議決定されております。

空き家対策を総合的に強化するものと聞いております。具体的には、改正案の一部ですが、所有者の責務強化として、現行の適切な管理の努力義務に加え、国、自治体の施策に協力する努力義務が追加されたと。

また、地区町村長は、放置すれば特定空き家等になるおそれがある空き家等を、管理不全空き家等として、指導勧告ができることになるようです。

今後も、今回の法律の改正を踏まえまして、しっかりと空き家対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議 長

よろしいですか。

そのほか、43ページ、ございませんか。

(なしの声)

議 長

ないようでしたら、44ページ。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

消防費の関係でお伺いをしたいと思います。

愛媛県の救急安心センター事業、こういった事業がございますが、この関連について、お伺いをします。

119番通報による救急出動件数、これは増加傾向にあるのかなというふう  
に思いますけれども、現状をお聞きいたします。

議 長

(大野消防本部消防長を指名)

消 防 長

岡部議員の質疑にお答えします。

救急件数に関しましては、平成30年、元年につきましては、580件程度  
で推移いたしておりました。それが令和2年に544件と、かなり減少してお

ります。これにつきましては、新型コロナの影響もあったと思われかもしれませんが、全国的に減少傾向となっております。

その後、令和3年に548件、少し増加いたしておりますが、令和4年、昨年中は590件と、また増加傾向にあります。

なお、590件を超えたのは、平成27年以来ということですので、傾向としては、増加傾向にあると思われま

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 先般、私の近所で独居の高齢者が意識不明のところを、修理依頼を受けていた電気店の方と地域の方が見つけて、駆けつけた救急隊と病院の連携によって、症状からして、ドクターヘリが必要だったんですけども、気流の関係で難しいと。

そういった中、陸路での中継搬送により、無事に病院へ搬送していただく現実を見せていただき、まさにレジデント人材の専門的連携に感動をいたしました。

ここでお聞きしたいのは、駆けつけた救急隊から救急病院に搬送していただくフローは、アナログリレー方式なのか、それともタブレット端末等を利用した、ITを活用しているのかをお聞きしたいと思います。

議 長 (大野消防本部消防長を指名)

消 防 長 岡部議員の質疑にお答えします。

先ほどありました救急隊の運用方式ですけども、平成27年から、愛媛県下で統一しましたタブレットを使用した運用となっております。

ただ、これにつきましては、医療機関の情報、例えばここに愛媛県下、どこかの救急車が向かっているとか、そういう情報の確認ができて、受入れできる病院が検索できますが、最終的に病院に連絡するのは電話ということになりますので、方式としては、アナログリレー方式というのが現状でございます。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 タブレット端末を使った形でできているのかなというふうに、一瞬思ってたんですが、最後に、アナログリレー方式になってしまうということですが、これは今後、時代の趨勢から見ても、デジタル化が進み、当然、都市部、山間部を問わず、タブレット端末とITを使った形で、迅速に命をつなぐリレーが必要かと思うんですが、その整備に向けた動きというのは、部内でどのような検討をされているのでしょうか。

議 長 (大野消防本部消防長を指名)

消 防 長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

先ほど申しましたとおり、現在使っているタブレット、愛媛県下の統一した運用方式で、県が主導となって整備した事業でございます。

その点、単独の消防で今後、改修とかいうことは難しいんですけども、今後、新たに方式をやりかえるときには、そういったアナログリレー方式から、タブレットを使ったIT化に向けた整備が必要かと考えておりますので、そういう機会に、またそれなりの整備を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長 よろしいですか。

そのほか、44ページ、ございませんか。

(玉井春鬼議員を指名)

玉井議員 お聞きしたいのですが、町営住宅、教員住宅と、解体が出ておるわけですが、町内には相当数あると思います。あとどのくらいあるのか。そしてまた、整地した敷地の後の活用はどういうふうに考えておるのか、お聞きしたいと思いま

す。

議 長 (猪上建設課長を指名)

猪上課長 玉井議員の質疑にお答えいたします。

今回の明神住宅、東川住宅、ここは入居者おりません。それで、老朽化住宅の解体を行いまして、住民の安全、防犯対策ということなんですが、全体というのは、長寿命化計画を策定しておりまして、計画的に随時、取り壊し、修繕等を行っております。

住宅戸数の全戸数ということでしたら、今、お答えもできるんですが、参考までに、現在の住宅の戸数を御報告させていただきます。

現在、町が管理しています住宅は、公営住宅、それから特定公共賃貸住宅、管理住宅と3つございます。

公営住宅は、43団地329戸ございます。そのうち、231戸が入居中でございます。

次に、特定公共賃貸住宅ですが、10団地94戸ございます。58戸が入居中でございます。

それから、管理住宅です。12団地43戸。25戸が入居中でございます。

しっかりした回答にはなっていないかもしれませんが、詳細につきましては、現在は、資料を持っておりませんので、御報告できません。申し訳ありません。

以上です。

議 長 玉井議員、よろしいですか。

そのほか、44ページ、ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、45ページ。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 小学校、中学校施設の修繕に係る、調査費や設計委託が計上させております。子育て施策の充実すべき考え方であれば、学校施設の修繕に要する調査費などは、前倒しで対応して、工事を急ぐべきはまずでございます。

ここの優先順位の考え方として、財政規律の考え方として入りを計って出るを制すにおいて、町の分度が明確になっていなければ、破れた桶に水を入れるようなことがあってはならないということは当然のことです。

その中であって、優先させなければならない事案の対応については、予算枠における、ある意味、ゼロサムの考え方を持って対応する。量的ではなく、最低限、整備すべき環境とすべく、質的な概念の判断が大事ではなかろうかと思いますが、この辺り、副町長にお聞きをしたいと思っております。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

岡部議員も、御案内のとおり、なかなか人口減少が進んでいるということで、交付税に依存している自治体としては、非常に自主財源が乏しいという状況ではございます。

今後も限られた予算の中で、今言われたような、学校の維持管理でありますとか、住民サービスを継続していくために必要なことは、歳入の確保ということ。それから、経常的な経費の圧縮。そして政策的経費の中で、それぞれの事業をいかに少ない予算、限られた予算で最大の効果が得られるように組み立てていくかということが非常に大事だというふうに考えております。

基本的な考え方といたしましては、歳出に合わせた予算ではなくて、歳入に合わせた予算へシフトしていくということで、限られた財源の中で、いかに効率的に予算を執行していくかということが大事になってまいります。

効率的な予算の執行のところ、もう一つ大事になってくるのは、やはり住民サービス。特に福祉、教育、そういったところも当然大事だというふうに思っていますので、その中で学校修繕というの、直接、子供たちの安心安全に関わる場所でもございますので、プラスマイナスゼロサムの考え方じゃなくして、

そこに優先順位をしっかりと、各課連携して、財政を中心に、そういう取組が、どう進めていくことが非常に重要だというふうに思います。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 ぜひそういうお考えで、進めていただきたいと思います。

昨日、学校給食費の関係で、大野議員が質問をされ、今朝、数字の一部訂正等の報告が、行政側からございました。

昨日の段階での数値の内容と、訂正後の内容を見てもみますと、1,000万の差が出ているということと、合わせて総経費のうちの8,000万が町で、2,000万が保護者としていたのが、町が7,000万、保護者が3,000万。そして、数字に出てきてないところが、保護、準要保護、そういったところの免除、一部免除、そういった方々の数字がどこにあるのか、もし別にあるとするならば、まさに恩恵を受けている方、それから負担額を合わせると、町の負担が逆に、町の負担と保護者の負担が、ほぼほぼ均衡に近い形になるのではないかなと、そういうふうにも思えてなりません。

そういった意味で、昨日の行政の姿勢から、今朝の時点で、やっぱり背景が変わってきたということにもなろうと思っています。

ぜひ、ここは教育委員会としても、現状を踏まえて、今はできないというんではなくて、再度、考えられるべきところを考えていくんだということで、給食費の軽減、またそれ以上の考えに向かっていけるような、再度、検討をする姿勢をお示しいただきたいと思うんですが、教育長、答弁をよろしく願います。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 岡部議員の質問にお答えをいたします。

まず、昨日の町長答弁の中での数字の誤りでございますが、これ、教育委員会のほうが、美川中学校の給食費を落としておりまして、その分の変更があったというところですが、以前の9月の熊代議員の質問のときにお答えしたとお

りの数字に戻した形で、今朝ほど、訂正をさせていただきました。

4月議会から、その大きな数字は変わっていないわけでございます。

それから、給食費の無償化の、昨日の続きになるわけでございますが、東京23区のうち、既に6区が無償化に踏み切っているような、そんなざっくりした情報ですけれども、こちらのほうには入っております。

無償化に向けての波は広がっているのかなというふうにとられております。ですから、今後、そういったことを検討しながら、これは財政とも十分とすり合わせていかないかんわけですけれども。将来、そうした波が寄せてくるのではないかという危機感を持っておりまして、検討を進めてまいりたいと。そんなことは考えております。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 将来の波をお聞きしているわけではありませんので。やはり質問に対して、行政がもちあわせている数字というのは、非常に重みのあるものでございます。それがころころ変わったんでは、質問者に対して、大変失礼です。

ですから、そこらあたりを謙虚に反省もしていただきながら、そして現状をもう少し深掘りしていったときに、給食費の今後の軽減に向けての検討というのは、ある意味、避けて通れないものじゃないかなと思っております。

ぜひ、半歩、一步踏み込んだ答弁を、再度お願いします。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 すぐに給食費無償に踏み切るということは、今のところ難しい条件になろうと思っておりますけれども、補助的に一步一步進めていくには、どのようにしていけばよいか、検討してまいりたいと思っております。

議 長 よろしいですか。

そのほか、45ページ。

(なしの声)

議 長 46 ページ、ございませんか。

(なしの声)

議 長 47 ページ。  
よろしいですか。

(なしの声)

議 長 48 ページ。ございませんか。

(なしの声)

議 長 最後。49 ページの予備費まで。  
最後までで、ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、全体を通して質疑される方、ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第30号は、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第28、議案第31号「令和5年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(沖中住民課長を指名)

沖中課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした  
と思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第31号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第29、議案第32号「令和5年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第30、議案第33号「令和5年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(沖中住民課長を指名)

沖中課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした  
と思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第33号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決  
定しました。

議長 日程第31、議案第34号「令和5年度久万高原町介護保険事業特別会計予  
算」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした  
と思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第34号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決  
定しました。

議長 日程第32、議案第35号「令和5年度久万高原町訪問看護事業特別会計予  
算」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした  
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第35号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決  
定しました。

議長 日程第33、議案第36号「令和5年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予  
算」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(小野林業戦略課長を指名)

小野課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにした  
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第36号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第34、議案第37号「令和5年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計予算」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

(西村ふるさと創生課長を指名)

西村課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第37号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

ここで10分間、休憩をいたします。 (午後3時08分)

3時8分でございますので、3時18分まで休憩いたします。

休憩中に換気をお願いいたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後3時18分)

議長 日程第35、議案第38号「令和5年度久万高原町立病院事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 病院経営全般について、お伺いします。

国はコロナ感染症については、今年の5月連休明けから、5類感染症移行を予定されています。病院経営において、5類移行後も、コロナ感染対策を十分に行った上で、良質な医療提供を継続しなければなりません。拠点病院としての病院経営を不安定にさせないために、どのような対応を検討されていますか、お聞きします。

議長 (渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長

岡部議員の質疑にお答えいたします。

現在の病院の体制といたしましては、コロナ感染症の受入態勢や、看護師等の人材不足等により、勤務体系に無理が生じております。

そのため、負担軽減や経営面での施設規準を維持しながら、病床利用の調整も行っているところでございますが、制度の問題上からも、病床の再編を検討しているところでございます。

現在の2病棟を1病棟へ再編することで、2カ所に人員を配置するよりも、1カ所へ人員を配置するほうが、実際に看護師は増えないものの、1日に配置できる看護師が増員できまして、ナースコール等の対応もしやすく、緊急な入院患者の受入等にも対応できることとなります。

また、人員の急な変化への対応も改善されまして、コロナ病床も含め、病院運営にも注力しやすくなると思っております。

結果的に、病床利用率等もあげ、経営的にも効果的であると考えております。以上でございます。

議 長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

今、答弁されましたけれども、今後は感染による隔離を目的とした施設を、原則なくすとされるということになりますけれども、一方、重症化リスクが高い高齢者や妊婦に対しては、自治体判断で施設を継続できるようにすることになりますが、町立病院においても、今、答弁されましたが、それ以外について、どのような対応をされるのでしょうか。

また、それに関連する必要な関係予算は、計上されているのでしょうか。

議 長

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長

岡部議員の質疑にお答えいたします。

岡部議員のおっしゃるとおり、政府の方針といたしましては、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけを5類に引き下げることによりまして、ホテルな

どの軽症者を受け入れる、隔離する宿泊療養施設の制度を原則廃止するという方針を出されております。

重症化リスクが高い高齢者や妊婦につきましては、自治体の判断で、9月末までは継続可能ということ。また、利用する場合は、有料化することが想定されてございます。

現在、町立病院では、重症と診断される方につきましては、県が指定する重点医療機関へ橋渡しを行うとともに、軽症ではございますが、利用度の高い高齢者等を受け入れる後方支援病院として、コロナ病床を3床確保してまいりました。

この病床につきましては、コロナが5類へ移行後も、当面の間は確保する政府の方針が出されております。

町立病院におきましても、引き続き、このコロナ病床を確保して、入院治療に備えていきたいと考えております。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 るる答弁、説明がありましたけれども、今後、第9波、第10波発生の可能性を踏まえ、5類移行後は、発熱外来やコロナ感染対応も含めた診療を行うことになることから、医療提供体制の見直しが急務と考えますが、開設者である町長としての今後の対応認識をお伺いいたします。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 大分、落ち着いてきた感がありますし、ほどなく5類へ、今お話があったようなところで、移行をされるようでございます。

今も事務長から答弁もございましたけれども、これまで一般外来と、それから発熱外来分けて対応をしておりましたが、5類移行の対応については、国の流れ、それから、今、非常に落ち着いた感がございますから、このあたりの動向を、慎重に見極める必要があるかと思います。

昨日もマスコミで発表、テレビでございましたけれども、昨日の答弁でも申し上げましたように、予防接種についても、重篤が予想される患者さん、あるいは高齢者、あるいは妊婦、あるいは子供については、期限切っておりますけれども、それ以降も続けて接種をしてまいるということでございますから、安心はしております。

いずれにしても、ここしばらくの間の広がり方、治まり方、そのあたり十分に注意しながら、県と国との動向も注視しながら、間違いなき対応を進めてまいりたいと考えております。

議長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 病院に関連しての質問とさせていただきます。

昨日の病院側からの答弁の中で、地域診療において、診療車活用、こういった議論の中で、町は研究するというふうな答弁がございました。

町側の答弁として、診療車を研究することについて、当然、地元の診療所の存在がございましたけれども、今後、地域診療所の存続を含めて、検討するというふうにも聞こえてまいります。

地域診療所の存続が検討されていくのであれば、地域としても、大変な問題になるわけですが、ぜひ町側の答弁として、誤解を招かない答弁を、再度いただきたいと思っております。

副町長、お願いいたします。

議長 (佐藤副町長を指名)

副町長 岡部議員の質疑にお答えしたいと思います。

町の基本的な姿勢は、皆さん、住民の方、見慣れた地域で自分らしい暮らしを継続していけるということが基本になると思っておりますので、現状、可能な限

り、診療所は継続していきたいと考えております。

以上です。

議長 そのほか、ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした  
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決  
定しました。

議長 日程第36、議案第39号「令和5年度久万高原町立老人保健施設事業会計  
予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした  
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第39号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決  
定しました。

議長 日程第37、議案第40号「令和5年度久万高原町簡易水道事業会計予算」  
を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたと

と思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第40号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議 長 日程第38、議案第41号「令和5年度久万高原町下水道事業会計予算」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第39、議案第42号「訴えの提起について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(沖中住民課長を指名)

沖中課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
議案第42号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号「訴えの提起について」は、原案のとおり可決しました。

議長 日程第40、議案第43号「財産の無償貸し付けについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(西村ふるさと創生課長を指名)

西村課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(森 博議員を指名)

森 議員 今回の無償貸付相手でございますが、合同会社古岩屋となっておりますが、今までは、株式会社石鎚観光という感じだったと思うんですけども、これは関連会社ということになるのでしょうか。

議長 (西村ふるさと創生課長を指名)

西村課長 森議員の質疑にお答えします。

関連会社ではなく、新たに会社を興しての応募という形でございます。

以上です。

議長 よろしいですか。

(森 博議員を指名)

森 議員 恐らく社長さんは、同じ方がなられていると思うんですけども、携われるスタッフの方は、以前、運営に携われた方がやっていただけるのかなというふうなところもあるので、その辺はどんなんですか。

議 長 (西村ふるさと創生課長を指名)

西村課長 森議員の質疑にお答えします。

基本、今まで、従前、雇用されていた社員が、そのまま継続雇用というふうにお伺いしております。

以上でございます。

議 長 (森 博議員を指名)

森 議員 わかりました。

今度、無償貸付ということでありましてけれども、古岩屋荘も設置後40年以上が経過して、施設の老朽化も進む中、いずれ大規模修繕か建替え、あるいは取り壊し等の判断が必要になってくると思われましてけれども、所有者である町の今現在のお考えをお聞きしたいと思えます。

議 長 (西村ふるさと創生課長を指名)

西村課長 今回、国民宿舎古岩屋荘を無償で貸し付けるということになりますが、当初予算では、修繕等の基金を幾らか充てまして、修繕を計画しておりますが、この施設自体がもう40年経過ということでございますので、状況を見ながら、状態でまた検討をしていきたいというふうに、担当課では考えております。

以上でございます。

議 長 森議員、よろしいですか。

そのほか、ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。  
お諮りします。  
本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第43号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第41、議案第44号「財産の無償貸し付けについて」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(西村ふるさと創生課長を指名)

西村課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(森 博議員を指名)

森 議員 先ほど、家族旅行村の受託事業者のところは、説明もいただいたんですけども、具体的な経営の内容について、お伺いしたいんですけども。

天体観測館の下に、多目的広場ございますが、ここは今、有効利用は余りされていないと思うんですけれども、今度の事業者、このあたりをどういった形で活用されるのか、分かっている範囲で教えていただけたらと思います。

議長 (西村ふるさと創生課長を指名)

西村課長 森議員の質疑にお答えします。

天体観測館下の多目的広場というのは、グラウンドのことでよろしいでしょうか。

そちらにつきましては、オートキャンプ場と利用しながら、乗馬の体験コースも兼ね合わせての利用形態を考えているようでございます。

以上です。

議長 (森 博議員を指名)

森 議員 今現在、キャンプ等のアウトドアが非常にブームになっておりまして、需要も多いと思いますので、あそこをオートキャンプ場として、開放していただいで、誘客をしていただければ、非常にその辺りも、また来客も増えていいんじゃないかということで、非常に期待をしております。

併せまして、現設のキャンプ場でありますとか、ケビンの辺りも、新しい業者が、それぞれ手を加えていただいで、観光客の誘致をしていただけるんだと期待はしておるんですけれども、先ほどちょっと、話も出ましたけれども、天体観測館の利用につきましては、町のほうの管理になっておると思うんですが、またそういったオートキャンプに来られた方、キャンプに来られた方を、星空観望会でありますとか、そういったイベント等を通して、天体観測館のほうも一緒になって観光を進めていただけたらと思うんですけれども。それが1点。

もう1点は、秋には紅葉時期で、非常にふるさと村、観光客の方が増えておりますけれども、それ以外の季節、春の桜でありますとか、年中の花の植栽をやっつての、一体となった誘致も必要かと思われませんが、そのあたり、町として、

業者と一緒に進めていただける部分があるかどうか、お考えを教えてください  
たらと思います。

議 長 (西村ふるさと創生課長を指名)

西村課長 森議員の質疑にお答えします。

まず、1点目でございますが、天体観測館との運営の絡みでございますが、  
久万高原開発につきましても、天体観測館があるからこそ、あそこを応募した  
というような意気込みもありますし、当然、天体観測館も今度の新しい運営者  
と、Win-Winの関係でなるような、経営努力も必要かというふうに考え  
ておりますので、お互いがいい状態で、相乗効果が得れるように、天体観測館  
のほうも指導、助言等もしていきたいというふうに考えております。

また、樹木等の植栽の関係でございますが、具体的に新しい運営事業者のほ  
うが、個々細かな計画まで、まだ至っていない部分もございますので、そこに  
つきましても、十分協議しながら、対応をしていきたいというふうに考えてお  
ります。

以上でございます。

議 長 森議員、よろしいですか。

そのほか、質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと  
思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第44号は、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長 日程第42、議案第45号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」の指定管理者の指定について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(西村ふるさと創生課長を指名)

西村課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 令和3年12月議会の私の一般質問において、町の観光物産に係る3つの第3セクターについては、重複している事業や、従業員さんの業務内容が多くて、経営効率をアップして、最大の事業効果を発揮するためには、早期の見直しが必要であると提言をいたしました。

それに対して、答弁は、顧客や従業員満足度のアップ、経営効率アップのためには、総合的な3セクを施行することは当然であり、担当課で議論の場を設けたいという答弁をいただいております。

今回の「天空の郷さんさん」の指定管理者については、従来どおりの株式会社さんさんが議案としてあがってきておりますけれども、これはそのときの答弁内容について、十分に検討された上でのことでしょうか、お伺いいたします。

議長 (西村ふるさと創生課長を指名)

西村課長

大原議員の質疑にお答えします。

令和5年2月に開催しました町有観光施設経営管理検討委員会の場におきまして、協議検討をいただき、現時点で引き続き、同社を指定管理者として選定するとの答申を受けまして、今回、議案の上程をさせていただいたところでございます。

第3セクター方式による管理運営のメリット、5年間の事業成果について、一定の評価をしつつ、非現業部門のスリム化の必要性、若者子育て世代や、移住者の雇用と、所得確保の場としての役割の一層の発揮、農家、町内事業者への生産、加工支援の脆弱化といった問題についても、指摘したところでございます。

担当課としましても、道の駅「天空の郷さんさん」を含めた第3セクター運営施設が、町民の皆様の期待に応え、お客様や従業員が満足する経営母体として、今後、10年、20年と、将来にわたり、安定的に存続し得る体制を構築しなければならないと認識しております。

令和3年12月議会以降、第3セクターの在り方に関する検討につきましては、公式な協議の場で検討するには、至っていないというのが現状でございます。以上です。

議 長

(大原貴明議員を指名)

大原議員

将来にわたって、若い方や子育て世代などの雇用の場を創出する。そして、地域の所得を守るという目的で設立された第3セクターの、財務体質の強化と、マンパワーに関する将来的な不安を解消するためには、先ほどの質疑でもございましたけれども、観光まちづくり会社、いわゆるDMO、DMCとして、天空の郷さんさんを活用するなど、総合的な第3セクターに関する協議は、速やかに行われて、またその具体的な対応策については、人口減少がよそより早く進行している現在においては、待ったなしで実行されるべき時期に来ていると思いますけれども、今後の対応、方針はいかがでしょうか。

議 長 (西村ふるさと創生課長を指名)

西村課長 大原議員の質疑にお答えします。

ふるさと創生課としましては、これまで総合的観光DMOの組織化に向けました検討協議に着手できておりませんでした。既存の第3セクター運営施設が、町民の皆様の期待に応え、お客様や従業員の皆様が、満足するような中核組織として、将来安定的に存続し得る体制に転換しなければならないと認識をしております。

今回、指定管理者の指定期間につきましては、従来の5年から3年としましたが、その3年で将来に向けた、あるべき姿を、関係者と調整協議により決定して、令和8年度から具体的に移行していきたいという目標に立ったものでございます。

令和5年度から、速やかに協議検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 よろしいですか。

そのほか、質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、産業建設常任委員会に付託することに決定し

ました。

議 長

お諮りします。

日程第43、議案第46号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」地域情報提供室・体験展示研修室の指定管理者の指定について」及び、日程第44、議案第47号「久万高原町千本高原キャンプ場の指定管理者の指定について」の2件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号及び議案第47号の2件は、一括議題とすることに決定しました。

議 長

議案第46号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」地域情報提供室・体験展示研修室の指定管理者の指定について」及び、議案第47号「久万高原町千本高原キャンプ場の指定管理者の指定について」の2件を一括議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、瀧野 志議員、大原貴明議員の退場を求めます。

(瀧野 志議員、大原貴明議員退場)

議 長

各議案について、提案理由の説明を求めます。

(西村ふるさと創生課長を指名)

西村課長

議案に基づき説明

議 長

提案理由の説明が終わりました。

まず、議案第46号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」地域情報提供室・体験展示研修室の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

質疑される方はございますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第47号「久万高原町千本高原キャンプ場の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

質疑される方はございますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第46号及び議案第47号の2件については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号及び議案第47号の2件は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

瀧野 志議員、大原貴明議員、お入りください。

(瀧野 志議員、大原貴明議員入場)

議長 それでは、ここで5分間、休憩をいたします。 (午後4時22分)

休憩中に換気をお願いいたします。

4時28分から再開いたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後4時28分)

議長 日程第45、議案第48号「久万高原町溪泉亭の指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(西村ふるさと創生課長を指名)

西村課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案について、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第46、議案第49号「面河溪自然環境保全活用交流拠点施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、光田 優議員の退場を求めます。

(光田 優議員退場)

議長 提案理由の説明を求めます。

(西村ふるさと創生課長を指名)

西村課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

光田 優議員、お入りください。

(光田 優議員入場)

議長 日程第47、議案第50号「町営土地改良事業の施行について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(猪上建設課長を指名)

猪上課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
議案第50号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第50号「町営土地改良事業の施行について」は、原案のとおり可決しました。

議長 日程第48、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員長から、久万高原町議会会議規則第75条の規定により、別紙のとおり本会議の会期日程等議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありましたので了承したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」は承認することに決定いたしました。

議長 本定例会の付託議案について、各委員会は会期中に審査し、3月17日の本会議で委員長報告をお願いいたします。

お諮りします。

本日の会議はこれにて散会したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、本日の会議はこれにて散会することに決定しました。  
本日は、これで散会いたします。(午後4時36分)  
なお、明日9日は、午前9時30分から、総務文教厚生常任委員会、翌日10日は、午前9時30分から、産業建設常任委員会を、久万町民館2階議員控室で開催して、付託議案の審査をお願いいたします。

また、3月17日は、午後1時30分から開会いたします。

事務局

(終 礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員